

春日井市ごみ処理基本計画 (案)

春日井市

目 次

第1章 計画改定の目的

1	計画の背景	1
2	計画の性格	2

第2章 春日井市の沿革

1	春日井市の概要	4
2	清掃事業の沿革	5

第3章 ごみ処理の現状と課題

1	ごみ処理の方法	6
2	ごみ処理の実績	12
3	ごみ処理の評価と課題	18

第4章 基本的な考え方

1	基本理念・基本方針	24
	基本方針1 市民、事業者、市の協働の推進	
	基本方針2 ごみ減量と資源化の推進	
	基本方針3 効率的なごみ処理による低コスト化	
	基本方針4 安全で安定的な処理施設の確保	
2	計画目標	26
3	目標達成時の排出予測	28

第5章 ごみ排出抑制のための施策

1	施策体系	31
2	具体的な施策	32
3	計画の推進	41

資料編

1	清掃事業の沿革	1
2	ごみ処理	6
3	施設概要	10

第1章 計画改定の目的

1 計画の背景

今日の社会経済の発展と生活様式の多様化により、人々は豊かで便利な暮らしを手に入れることができましたが、一方では、大量の資源やエネルギーを消費し、大量の廃棄物を発生させ、環境に大きな負荷を与えてきました。

こうした「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費を抑制し、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成するため、循環型社会形成推進基本法が平成12年6月に制定されました。

さらに、国においては、循環型社会の形成推進のため、循環型社会形成推進基本法をはじめとする関連法の整備も行い、循環型社会を形成する基本的な枠組みとなる法律として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）の改正、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進する各種リサイクル法が整備されました。

本市では、平成19年度にごみ処理基本計画を策定し、「もったいない」からはじまる循環型社会を基本理念として、生活環境の保全と一般廃棄物の適正処理を図るため、家庭系ごみ、事業系ごみ、1人1日当たりのごみ排出量の削減目標を掲げ、ごみ減量化、資源の有効利用の促進に努めてきました。

その結果、事業系ごみ、1人1日当たりのごみ排出量は、削減目標を大きく上回り、家庭系ごみも着実に減少してきましたが、今後も更なる廃棄物の減量化・資源化を推進するとともに、効率的なごみ処理による施設の運用や安全で安定的な処理施設を確保し、循環型社会の形成を目指していく必要があります。

以上のような背景から、本市では、廃棄物処理に必要な施策を推進するため、「ごみ処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を改定し、循環型社会の実現を目指します。

2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は、図 1-1 のとおり、複雑化・地球規模化する環境問題に対応するために定められた環境基本法、その基本理念に基づき環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進するために制定された循環型社会形成推進基本法の下位法として位置づけられています。

また、本市では、「快適で美しく、いつまでも住み続けたい循環型のまち」をまちづくりの柱の一つとする春日井市第五次総合計画や市民・事業者・行政の三者が連携と協働を深めながら、将来にわたり市民が快適で文化的に暮らすことができる環境まちづくりを推進する春日井市環境基本計画においても循環型社会の形成を掲げております。

本計画は、廃棄物処理法第 6 条の規定に基づき、当該市町村の区域内における一般廃棄物の排出抑制、資源化、適正処理等を行うために定める計画とされています。

本計画は、一般廃棄物処理の計画事項を進めていく施策方針を示すものであり、概ね 10 年から 15 年先を見据え、総合的視野に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るため、ごみの発生から最終処分までに必要な基本的事項を定めるものです。

なお、本計画に基づき、年度ごとに、一般廃棄物の排出抑制、資源化・再生利用の推進、収集運搬及び処理等について定める一般廃棄物処理実施計画を策定します。

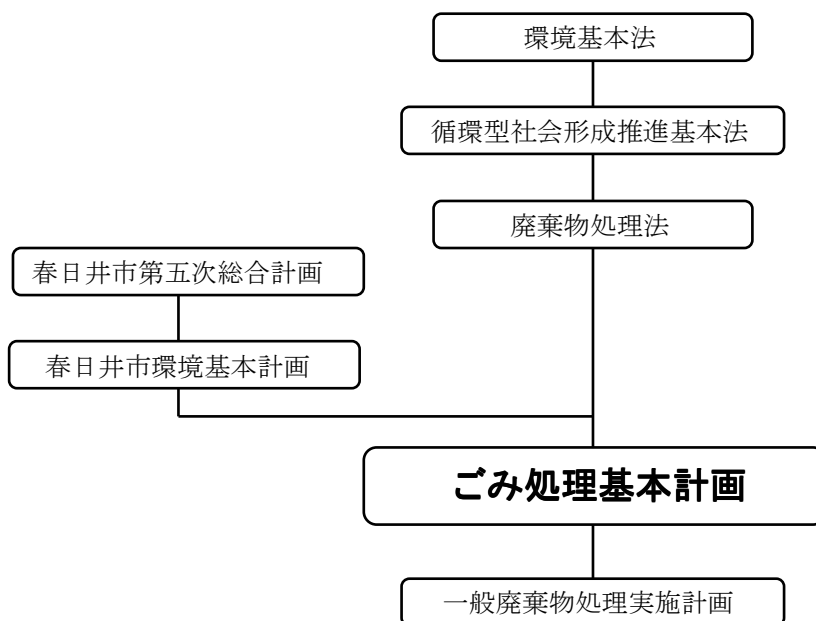


図 1-1 計画の位置づけ

(2) 計画区域

本計画の計画区域は、本市の行政区域全域とします。

(3) 計画範囲

計画の範囲は、本市全域で発生する一般廃棄物（ごみ）の排出抑制、適正処理を始め、分別排出から収集・運搬、中間処理、最終処分までを対象とします。

(4) 計画期間

本計画は、図 1-2 のとおり、平成 24 年度を計画初年度とし、平成 33 年度を目標年次とする 10 か年を計画期間とします。

なお、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

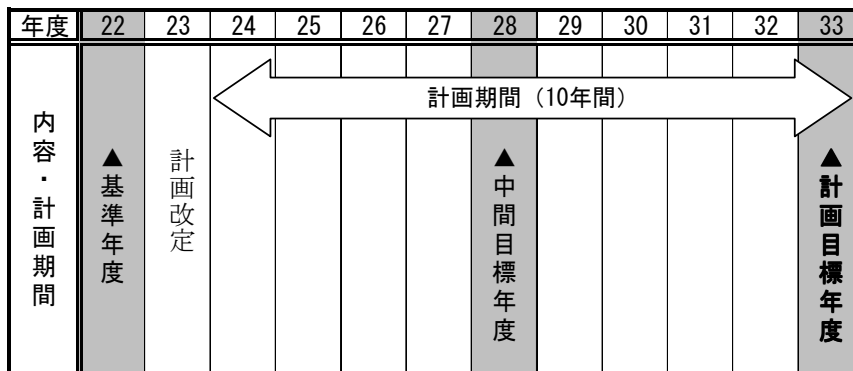


図 1-2 計画期間と目標年度

第2章 春日井市の沿革

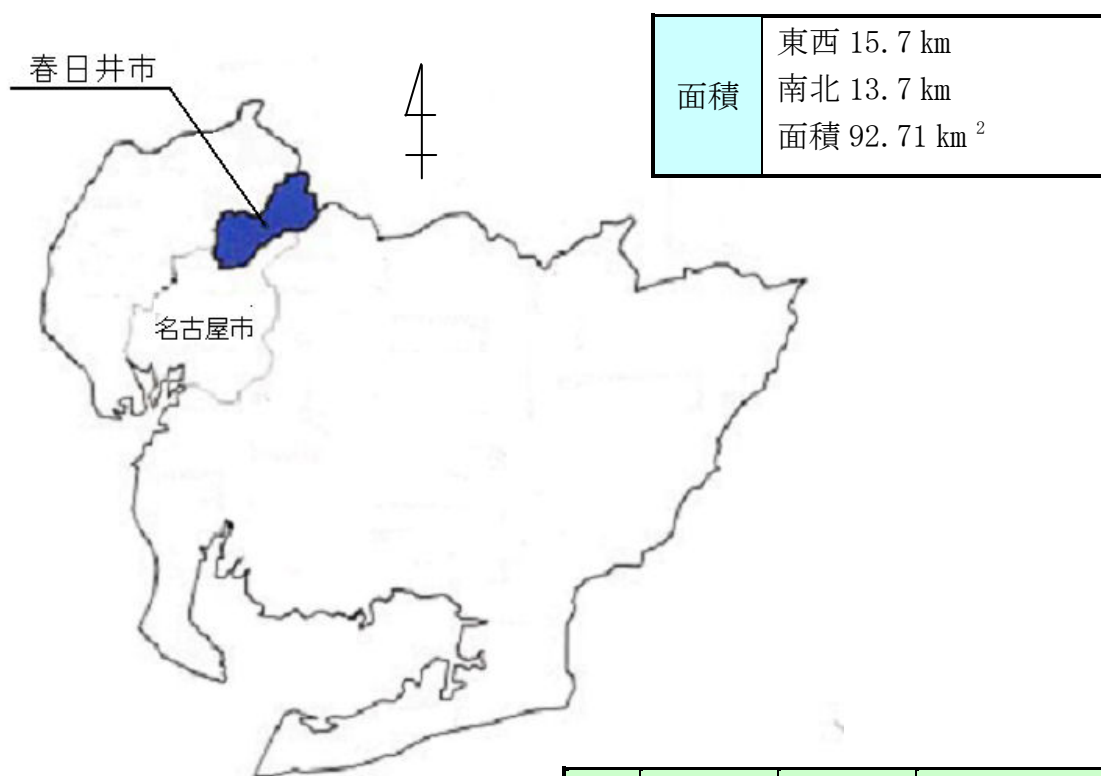
1 春日井市の概要

本市は、昭和18年6月に勝川町、鳥居松村、篠木村、鷹来村の4か町村の合併により誕生し、昭和33年1月には高蔵寺町、坂下町の2町が合併して現在の市域となりました。

市内には、東名高速道路、中央自動車道、名古屋第二環状自動車道の高規格幹線道路のほか、東西に国道19号、南北には国道155号、南部には国道302号が走っています。

また、市内を走るJR中央本線、名鉄小牧線、愛知環状鉄道、TKJ城北線の4鉄道には合計11の駅があり、さらには県営名古屋空港にも隣接しています。

このような交通至便な立地条件のもと、名古屋市に隣接した本市では、土地区画整理事業による都市基盤整備を推進し、現在は人口約30万人を有しています。



年度	人口	世帯数	一世帯当り人口
22	307,718	125,424	2.45

※平成23年3月31日現在

2 清掃事業の沿革

本市のごみ減量・資源化の推進に係る施策及び施設整備にかかる主な清掃事業の沿革については、次のとおりとなっています。^{注 2-1)}

ごみ減量・資源化等の施策	開始年月
<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源回収団体奨励金交付制度実施 ・ 粗大ごみ各戸別収集開始 ・ 危険ごみ収集開始 ・ 資源分別収集開始（坂下地区）順次地区拡大 ・ 粗大ごみ有料化 ・ 家電リサイクル法施行 ・ ごみ処理手数料改定（41円/10kg→80円/10kg） ・ 燃やせるごみ祝休日収集開始 ・ 燃やせないごみ・危険ごみ祝休日収集開始 ・ 資源分別収集市内全域実施 ・ 廃食用油拠点収集開始 ・ 雑がみ収集開始 ・ 燃やせないごみ・燃やせるごみ指定ごみ袋導入 ・ 家庭用生ごみ処理機購入補助制度再開 ・ レジ袋有料化 ・ プラスチック製容器包装分別収集試行（モデル地区） ・ ごみ処理手数料改定（80円/10kg→200円/10kg） 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年 6月 昭和61年 4月 平成 3年 4月 平成10年 5月 平成13年 4月 平成13年 4月 平成13年 6月 平成14年 4月 平成14年10月 平成14年10月 平成15年 6月 平成18年 1月 平成19年 2月 平成20年 7月 平成21年 4月 平成22年10月 平成23年10月
施設整備	開始年月
<ul style="list-style-type: none"> ・ 神屋最終処分場竣工 ・ ごみ処理施設第1工場竣工 ・ 内津最終処分場竣工 ・ 神屋最終処分場閉鎖 ・ ごみ処理施設第2工場竣工 ・ 灰溶融施設竣工 ・ エコメッセ春日井開設 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和59年 3月 平成 3年 2月 平成11年 3月 平成12年 3月 平成14年 9月 平成14年 9月 平成14年10月

注 2-1) 沿革の詳細は、資料編表-1 から表-5 に示します。

第3章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理の方法

(1) ごみの種類と排出方法

1) 家庭系ごみ

① 収集するもの

収集する家庭系ごみは、次に示すとおり区分ごとに分別します。^{注3-1)}

- 燃やせるごみ（生ごみ、リサイクルできない紙等）
- 燃やせないごみ（プラスチック類、ガラス類、陶器類等）
- 古紙類等の資源（新聞紙、雑誌、雑がみ、古着等）
- 缶類等の資源（缶、びん、ペットボトル）
- 粗大ごみ（ソファー、テーブル、食器棚等）
- 危険ごみ（スプレー缶、石油ストーブ、ガス器具等）
- 特定廃棄物（自家用自動車タイヤ、スプリングマットレス等）
- その他専用の処理のために分類するごみ
（使用済乾電池等、家電4品目、天ぷら油）

分別された燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源及び危険ごみは、ごみステーションへ排出、粗大ごみ・特定廃棄物は、個別収集の依頼もしくはクリーンセンターへ自己搬入することとしています。その他専用の処理のために分類するごみは、品目により排出の方法が異なります。^{注3-2)}

② 収集しないもの

収集しない家庭系ごみは、次に示すとおりです。自らクリーンセンターに直接搬入するか、又は春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者に収集・運搬を依頼することとしています。

- 引越等に伴い発生する一時的な多量ごみ
- 2 m以上、50 kgを超えるもの等収集作業に支障を及ぼすもの
- 土、石、瓦等最終処分場へ搬入するもの

注3-1) 詳しくは、資料編「表-6 家庭系ごみで収集するもの」に示します。

注3-2) 詳しくは、資料編「表-7 家庭系ごみの排出方法」に示します。

③ 処理できないもの

処理できない家庭系ごみは、次に示すとおりです。

- オートバイ、ピアノ等販売店や専門業者に適正な処理を依頼するもの
- ペンキ、廃油等処理設備に支障を及ぼすおそれのあるもの

2) 事業系ごみ

排出者は、廃棄物処理法の規定に基づき廃棄物の減量に努め、分別を徹底し、資源再生事業者等を活用して積極的に再資源化に取り組むものとしています。ただし、自ら処理できない場合は、春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者（又は再生事業者）に運搬を依頼するか、又はクリーンセンターへ直接搬入することとしています。

また、本市が処理しない産業廃棄物及び市域外の廃棄物はクリーンセンターへ搬入することができません。

(2) 収集・運搬状況

家庭系ごみの収集・運搬は、燃やせるごみ・燃やせないごみ・危険ごみ・資源・使用済乾電池等はステーション収集、粗大ごみ・家電4品目・特定廃棄物は有料にて戸別収集を行っています。

収集体制は表 3-1 のとおり直営・委託収集を行っています。

表 3-1 収集体制 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

区分		収集車両	
直営収集	燃やせるごみ	ダンプ	5 台
	天ぷら油	パッカー	36 台
	使用済乾電池等	その他	1 台
	家電 4 品目		
	特定廃棄物		
委託収集	燃やせないごみ	ダンプ	2 台
	危険ごみ	パッカー	11 台
	粗大ごみ	その他	8 台
	家電 4 品目		
	特定廃棄物		
	飲料缶	ダンプ	51 台
	ガラスびん	パッカー	31 台
	ペットボトル		
	雑誌・雑がみ	ダンプ	5 台
	新聞紙	パッカー	3 台
	段ボール		
	牛乳パック類		
	古着		

(3) 処理状況

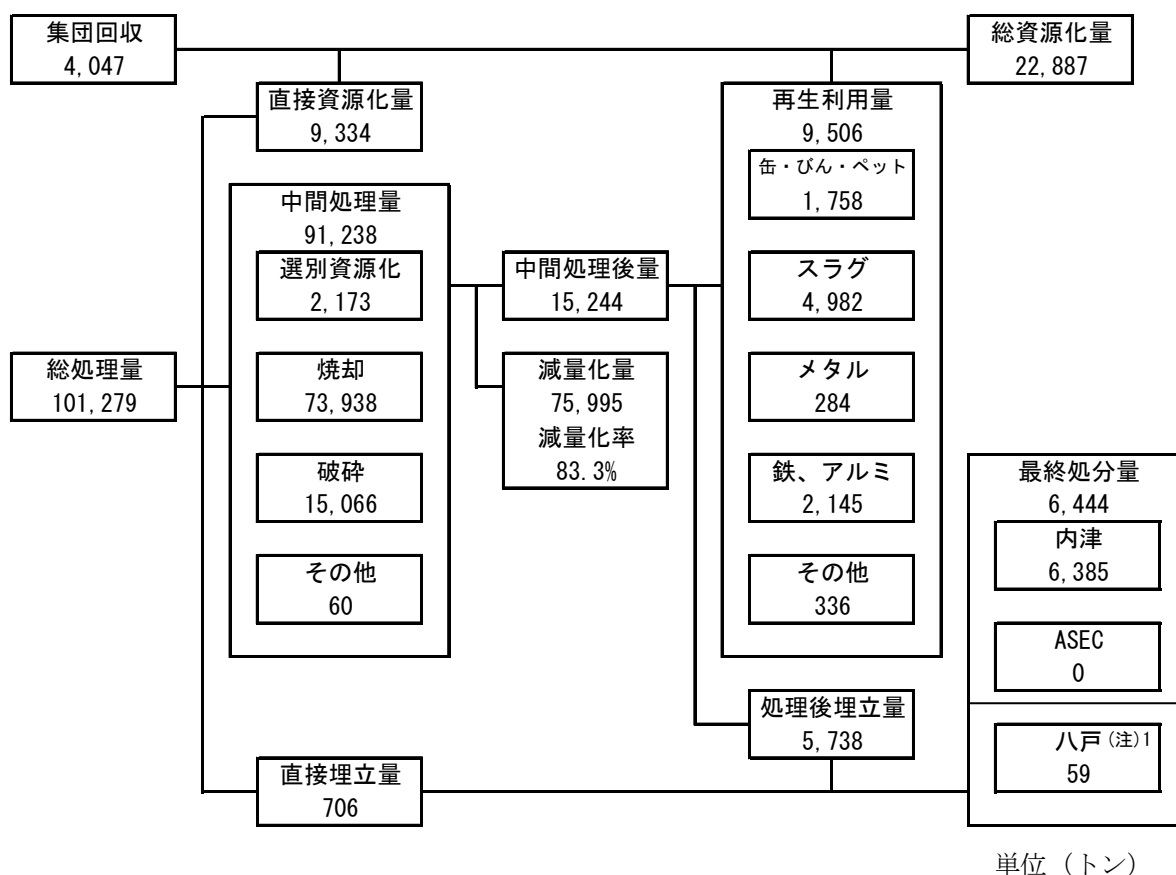
収集された家庭系ごみ、事業系ごみは表 3-2 に示すとおり処理されます。注 3-3)

表 3-2 ごみ処理

区分	処理・資源化方法等
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none">・クリーンセンターで焼却、灰溶融処理します。・灰溶融処理後に生成されるスラグ、メタルは、再生業者に引き渡します。・灰溶融処理後の再生利用できない残さは、最終処分場で埋め立て処分をします。
燃やせないごみ 危険ごみ	<ul style="list-style-type: none">・破砕処理施設で、破砕資源、破砕可燃物、破砕不燃物に分けます。・破砕可燃物は、クリーンセンターで焼却、灰溶融処理します。・破砕不燃物は灰溶融処理します。・破砕資源は、再生業者に引き渡します。
資源	<ul style="list-style-type: none">・古紙類等の紙類資源物は、再生業者に引き渡します。・缶類等の資源物は、資源選別施設に持ち込まれ、びん類は色別に、缶類は素材別に分類し、再生業者に引き渡します。
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none">・再利用可能なものは、修理の後、市民に販売します。・その他の粗大ごみは、燃やせないごみと同じ処理をします。
特定廃棄物	<ul style="list-style-type: none">・再生利用可能なタイヤ等は、再生業者に引き渡します。・その他の特定廃棄物は、燃やせないごみと同じ処理をします。
その他専用の処理のために分類 するごみ	<ul style="list-style-type: none">・乾電池、水銀体温計は再生業者に引き渡します。・家電 4 品目は、再生業者に引き渡します。

平成 22 年度のごみの総処理量は、図 3-1 に示すとおり 101, 279 t です。その内、焼却、破砕等により中間処理された量（中間処理量）は 91, 238 t で、中間処理量のうち、中間処理後に再生利用された量は 9, 506 t、処理後埋立された量は 5, 738 t です。最終的に資源化されたものは集団回収を含めて 22, 887 t です。また、最終処分されたものは内津最終処分場以外で埋立されたものを含めて 6, 444 t です。

注 3-3) 詳しくは、資料編「図-1 ごみ処理の流れ」、「表-9 中間処理後資源化物」に示します。



(注) 1. 試験使用

2. 数値は小数点以下を四捨五入しているため、数値が一致しない場合がある

図 3-1 マテリアルフロー^{注3-4)}

(4) 最終処分

中間処理後の資源化できない焼却灰、焼却鉄、スラグを埋立処分しています。また、り災残材等及び側溝汚泥を直接、埋立処分しています。なお、最終処分場の延命を図るため、焼却飛灰^{注3-5)}を(財)愛知臨海環境整備センター(ASEC)で埋立処分しています。

注 3-4) ごみ処理において、どのようなものが発生するかを示すもの

注 3-5) 焼却処理により焼却灰(燃えがら)と焼却飛灰が発生します。

(5) ごみ処理施設

1) 施設位置

清掃関係施設の位置を図 3-2 に示します。

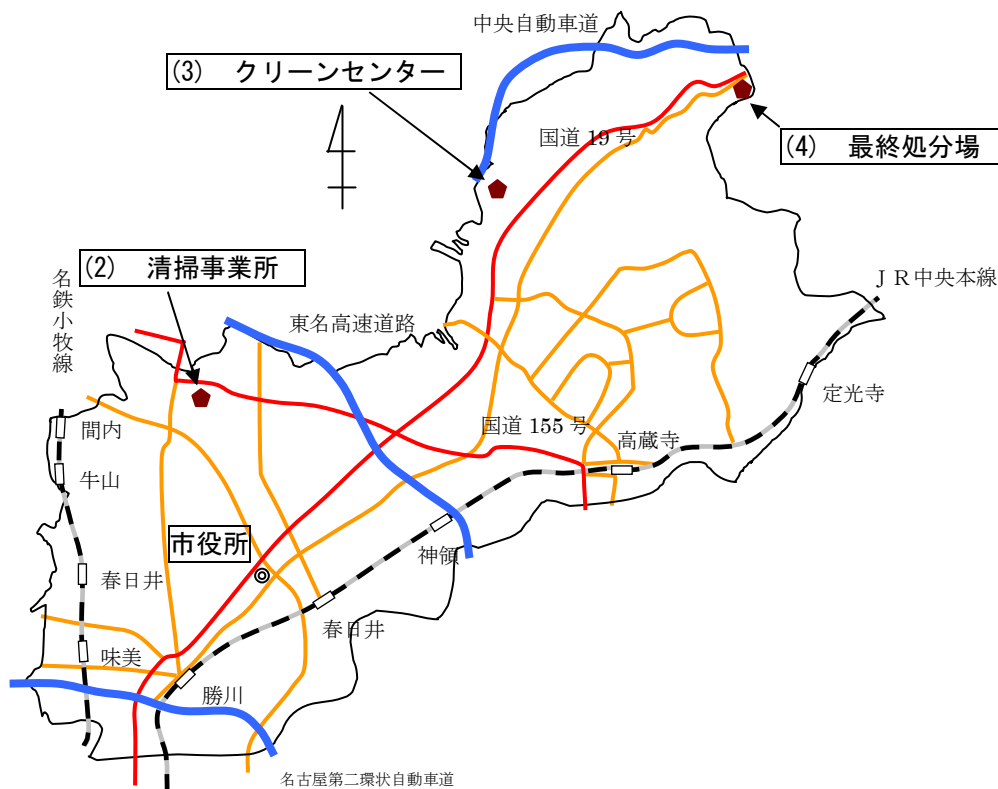


図 3-2 清掃関係施設位置図

2) 清掃事業所 (収集・運搬)

清掃事業所^{注3-6)}は、収集・運搬車両の保管施設、収集・運搬事務拠点として昭和52年10月、鷹来町地内に建設しました。保有車両は、平成22年度末現在、ダンプ5台、パッカー車36台、その他の車両1台となっています。

3) クリーンセンター (中間処理)

クリーンセンター^{注3-7)}は、ごみ焼却施設として、昭和36年3月、神屋町地内に建設しました。その後、第1工場が平成3年2月、焼却・破碎処理施設を有する施設として竣工、第2工場が平成14年10月、焼却・破碎・灰溶融・資源化施設を有する施設として竣工しました。

2施設を合わせた焼却処理能力は1日あたり540t、破碎処理能力は5時間あたり110tです。第2工場には資源化処理設備もあり、金属缶は5時間あたり8t、ガラスびんは5時間あたり14t、ペットボトルは5時間あたり3tの処理能力があります。

また、クリーンセンターでは、第2工場の竣工とあわせて、ごみの減量・資

源の再利用に関する講座を始め、再利用品の展示・販売等、市民のリサイクル活動の拠点としてリサイクルプラザを併設しています。

4) 最終処分場

最終処分場^{注3-8)}は、一般廃棄物の埋立処分場と浸出水処理施設を有する施設として、平成11年3月、内津町地内に竣工しました。埋め立て容積は232,000m³であり、埋め立て工法はサンドイッチ工法による準好気性埋め立てとしています。浸出水処理施設は、凝集沈殿・接触曝気・砂ろ過・活性炭吸着の処理方式を採用しています。

5) (財) 愛知臨海環境整備センター (略称: ASEC)

ASECは、愛知県や民間企業等により設立された第三セクターの公益法人の保有施設であり、一般廃棄物の区域外処分施設としてクリーンセンターから排出される焼却飛灰を表3-3に示すとおり搬入しています。

ASECは、名古屋港南5区処分場が、平成4年3月から埋立事業を開始し、平成22年2月に埋立事業が終了したため、平成23年3月から衣浦港3号地処分場において、引き続き埋立事業を行っています。

表 3-3 ASEC 概要

年度	搬入量	場所・敷地面積	埋立可能容量
平成13	2,639 t	名古屋港南5区 ^{(注)2} 32.6ha	2,950,000m ³
平成14	2,444 t		
平成15	3,993 t		
平成16	3,989 t		
平成17	3,646 t		
平成18	3,993 t		
平成19	3,987 t		
平成20	1,912 t		
平成21	2,854 t		
平成22 ^{(注)1}	0 t		
平成23	—		

(注) 1. 平成22年度は名古屋港南5区の埋立終了に伴い、搬入しなかった。

2. 所在地 愛知県知多市新舞子地内

3. 所在地 愛知県知多郡武豊町地内

注 3-6) 清掃事業所の概要については、資料編表-10 に示します。

注 3-7) クリーンセンターの概要については、資料編表-11 から表-13 に示します。

注 3-8) 最終処分場の概要については、資料編表-14 に示します。

2 ごみ処理の実績

(1) ごみの現状

1) 排出状況

① 家庭系ごみ

家庭系ごみ排出量及び1人1日当たり排出量は、図3-3に示すとおり、平成13年度の粗大ごみ有料化、平成14年度の資源分別収集開始、平成15年度の廃食用油拠点回収開始等の施策により平成18年度まで緩やかに減少しています。

平成19年度には指定ごみ袋導入により、平成18年度に比べ約7%減少し、その後は緩やかな減少傾向にあります。

平成22年度の家庭系ごみの総排出量は、平成13年度に比べ12,840t、約15.6%削減しています。

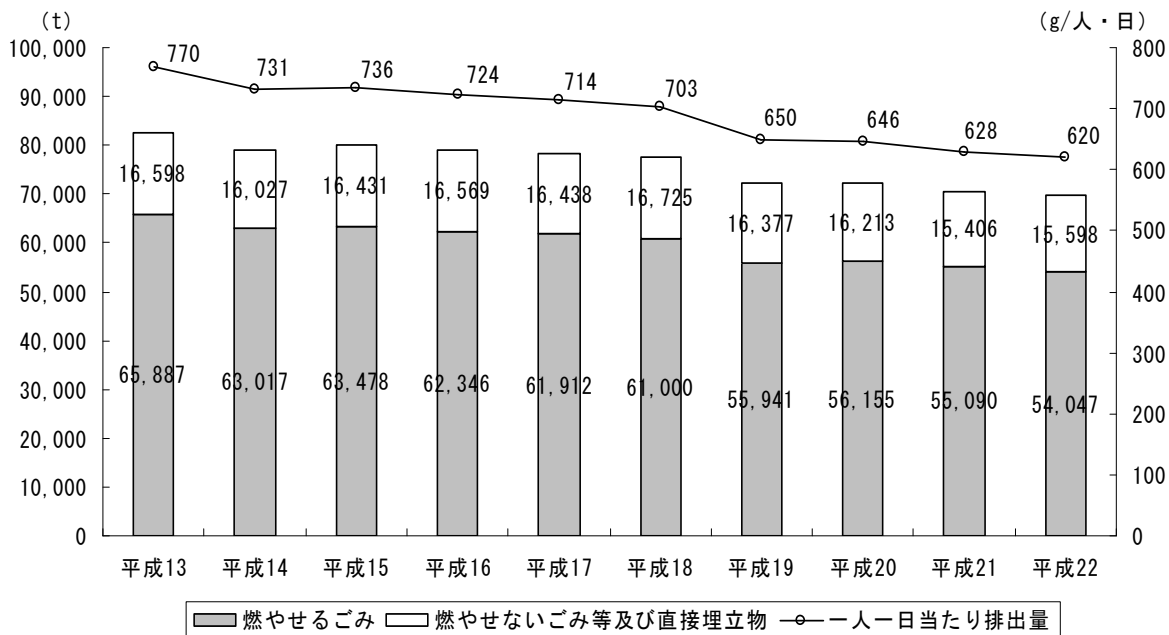


図3-3 家庭系ごみの推移

② 事業系ごみ

事業系ごみ排出量は、本市のごみ処理手数料が近隣市町に比べ低額であったため、図3-4に示すとおり、平成13年度から年々増加し、平成19年度には52,440tの最大値となっています。

平成20年度以降、ごみ排出量は、搬入ごみ検査の徹底・適正排出指導を強化した結果、その排出量は大幅に減少し、平成22年度の排出量は、平成19年度のピーク時から32,313t、約61.6%削減しています。

特に、燃やせないごみは、急激に減少し、平成 22 年度以降、ほとんど搬入されていない状況にあります。

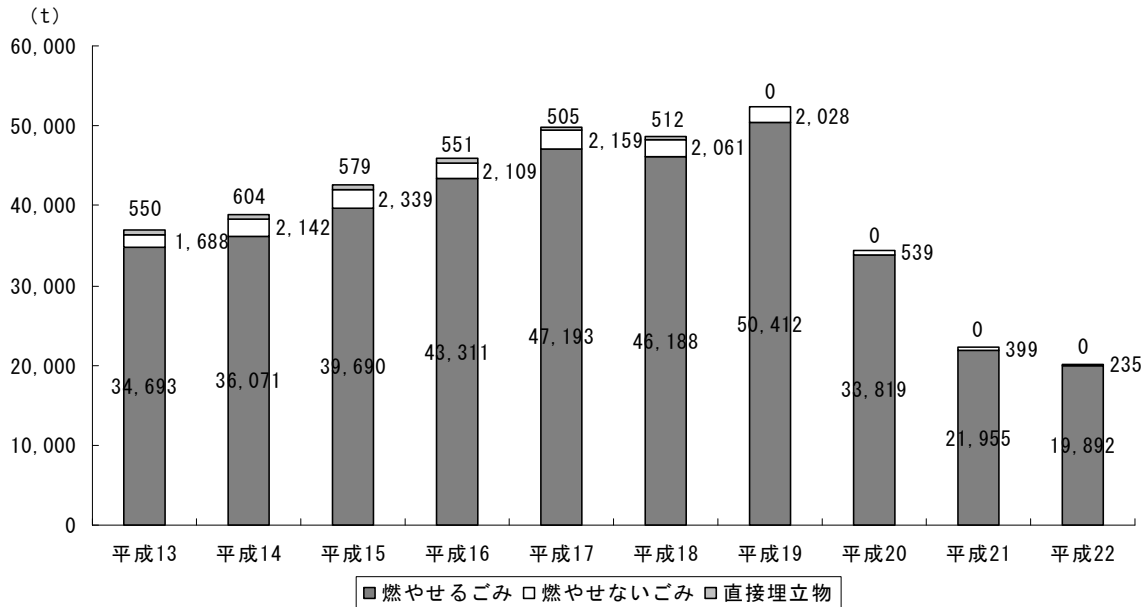


図 3-4 事業系ごみの推移

③ 資源化

資源化量は、図 3-5 に示すとおり、平成 13 年度から平成 19 年度まで増加し、平成 20 年度以降減少していますが、資源化率はごみ排出量の減少により、平成 13 年度の 12.7%から向上しています。

資源化量の内訳は、ごみステーションを利用した行政回収、子ども会・学校等が行う集団回収、クリーンセンター処理分の破碎鉄・溶融スラグ等があります。

集団回収は、平成 14 年度から行政回収の開始や少子化に伴い、町内会・子ども会等の回収団体が活動を休止したため、回収量が減少しています。

行政回収は、平成 19 年度まで増加してきましたが、回収量の 80%以上を占めている新聞・雑誌が平成 20 年度以降、景気低迷により発行量が減少し、回収量も減少しています。

クリーンセンター処理分は、平成 16 年度以降、溶融スラグのコンクリート二次製品への有効活用により、大幅に増加してきましたが、平成 20 年度以降、景気低迷によりスラグ販売量が減ったため、資源化量は減少しています。

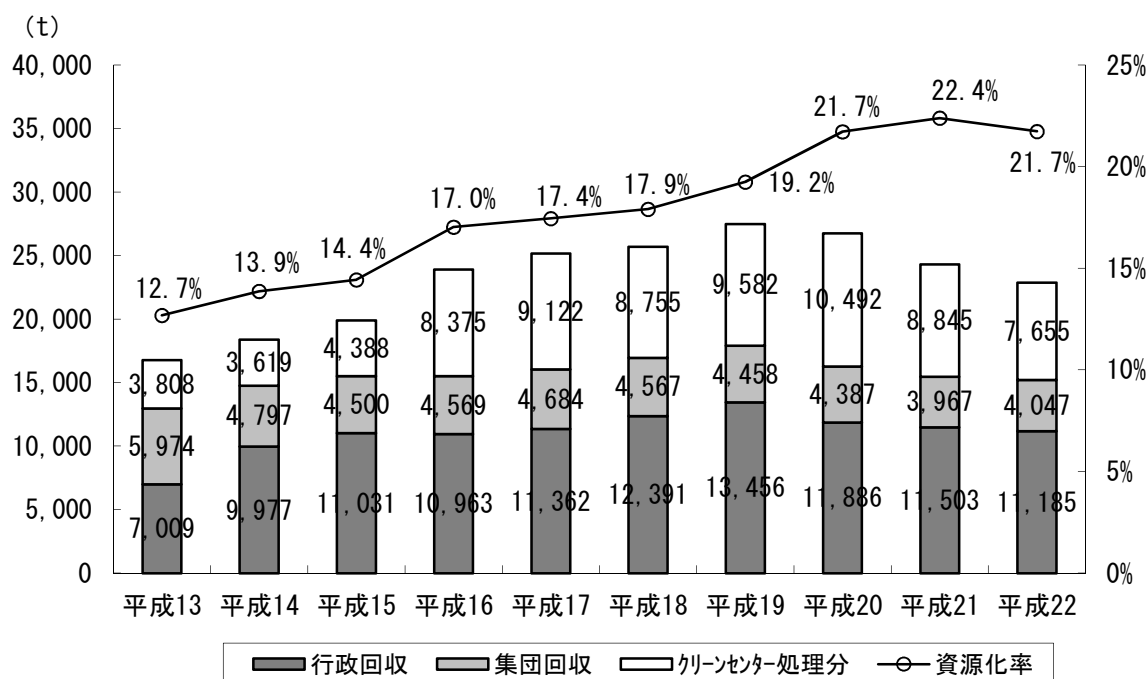


図 3-5 資源化量の推移

④ ごみ総排出量

ごみ総排出量は、図 3-6 に示すとおり、平成 17 年度をピークに減少傾向となり、平成 22 年度は平成 17 年度のピーク時 144,253t に比べ、約 27%、38,927t 減少しています。

また、1 人 1 日当たり排出量も同様に減少しています。

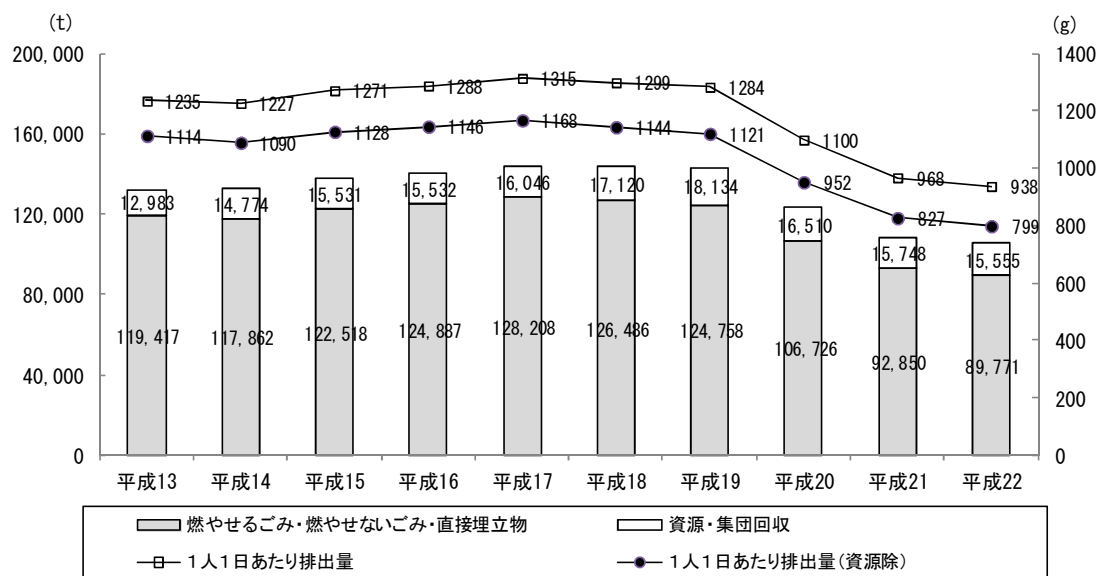


図 3-6 ごみ総排出量・1 人 1 日当たり排出量

2) ごみの性状

本市の平成 21 年度における湿ベース^{注 3-9)}の組成分析結果を、表 3-4 に示します。また、平成 21 年度の平均を図 3-7 に示します。平均では厨芥類が 39.1%と最も多くを占め、次いで紙・布類の 33.6%、木・竹・ワラ類の 18.3%となっています。

表 3-4 ごみ質分析結果（湿ベース、平成 21 年度）

項目		1月21日		4月14日		平均
		1・2号炉	3・4号炉	1・2号炉	3・4号炉	
組成 (%) (湿)	紙・布類	10.9	33.1	51.7	38.9	33.6
	ビニール合成樹脂類	4.5	3.8	12.8	14.6	8.9
	木・竹・ワラ類	30.0	17.3	12.1	14.0	18.3
	厨芥類	54.7	45.8	23.5	32.6	39.1
	不燃物類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

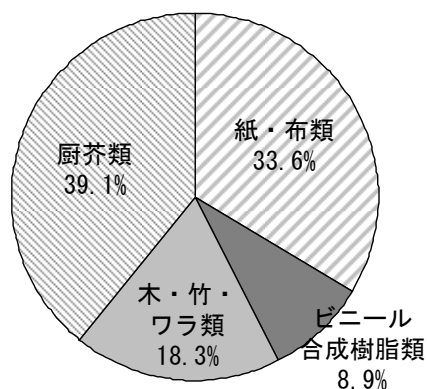


図 3-7 組成分析結果（平成 21 年度平均）

3) 中間処理

焼却処理は、第 1 工場（処理能力 260t/日）及び第 2 工場（処理能力 280t/日）の 2 工場が稼働し、平成 14 年度から処理能力 540t/日となりましたが、ごみ焼却量は、表 3-5 に示すとおり、平成 17 年度をピークに減少し、平成 22 年度は約 85,900t/年、稼働日を 300 日とした場合、1 日当たり約 286t の処理量となっています。

破碎処理は、焼却処理と同様に、第 1 工場（処理能力 65t/5h）及び第 2 工場（処理能力 45t/5h）の 2 工場が稼働し、平成 14 年度から処理能力 110t/日となりましたが、ごみ破碎量は平成 18 年度をピークに減少し、平成 22 年度は約 15,000t、1 日当たり約 50t の処理量となっています。

注 3-9) ごみに含まれる水分を除去していない状態。

表 3-5 中間処理施設処理状況

年 度	焼却処理量 (t)			破碎処理量 (t)			備 考
	年間	1日当たり	処理能力	年間	1日当たり	処理能力	
10	106,755	356	410	18,091	60	65	
11	109,384	365	410	17,838	59	65	
12	115,636	385	410	20,707	69	65	
13	112,513	375	410	18,169	61	65	
14	111,450	372	540	18,105	60	110	第2工場稼働
15	115,999	387	540	18,695	62	110	
16	117,677	392	540	18,608	62	110	
17	121,345	404	540	18,526	62	110	
18	119,967	400	540	18,720	62	110	
19	120,484	402	540	17,810	59	110	
20	103,472	345	540	17,293	58	110	
21	89,403	298	540	16,086	54	110	
22	85,899	286	540	15,066	50	110	

4) 最終処分

本市の過去 10 年間の最終処分量の実績を表 3-6 に示します。また、最終処分埋立の推移を図 3-8 に示します。

内津最終処分場は、平成 11 年 4 月に供用開始し、当初の埋立量は 20,000t を超えていましたが、平成 14 年度から焼却灰の溶融による減容化、平成 16 年度から溶融スラグの有効利用が始まり、最終処分量及び最終処分率は、表 3-6 のとおり、平成 13 年度から減少し、最終処分場の延命が図られています。平成 22 年度末時点での最終処分量累計は、最終処分容量 232,000 m³ の 73% となっています。

表 3-6 最終処分量の実績

単位：(t)

項目\年度	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22
焼却残灰	19,339	8,484	3,326	3,076	2,454	5,481	4,248	4,671	985	4,651
スラグ	0	5,586	8,022	6,195	6,399	3,558	2,015	0	1,099	644
破碎不燃物	2,415	1,077	1,449	89	141	0	0	0	0	0
焼却鉄	0	0	0	0	0	0	0	537	525	384
り災残材等	264	312	260	238	218	260	239	263	398	462
側溝汚泥	286	292	319	313	287	252	265	256	224	244
ASEC搬入	2,639	2,444	3,993	3,989	3,646	3,993	3,987	1,912	2,854	0
計 (ASEC除く)	22,305	15,751	13,375	9,911	9,499	9,551	6,767	5,727	3,232	6,385
計 (ASEC含む)	24,944	18,195	17,368	13,899	13,145	13,544	10,754	7,639	6,086	6,385
ごみ排出量	132,400	132,635	138,050	140,418	144,253	143,606	142,892	123,236	108,598	105,326
最終処分率	18.8%	13.7%	12.6%	9.9%	9.1%	9.4%	7.5%	6.2%	5.6%	6.1%

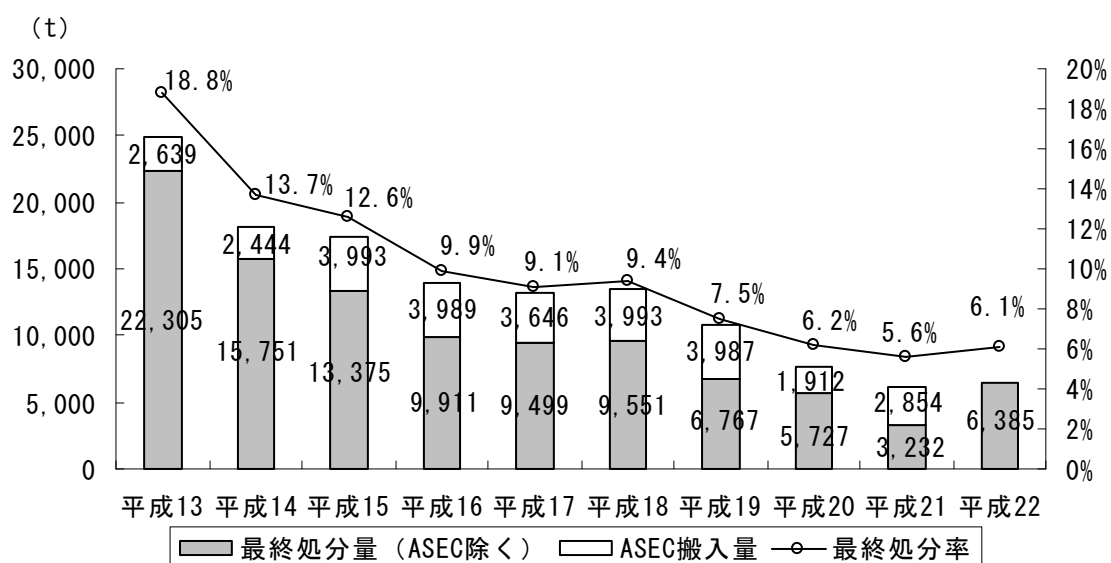


図 3-8 最終処分場埋立状況

(2) ごみ処理経費

本市の平成13年度から平成22年度までの過去10年間に於ける人口1人あたり1年間に係るごみ処理経費を表3-7に示します。平成14年度から第2工場の稼働、平成16年度から灰溶融炉の本格稼働により、ごみ処理経費は平成13年度から増加をしてきましたが、平成20年度以降、ごみ処理量の減少に伴い、ごみ処理経費は減少傾向に転じています。

表 3-7 人口1人あたりの1年間に係るごみ処理経費

項目\年度	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22
人口(人)	293,669	296,146	297,500	298,677	300,654	302,828	304,925	307,052	307,442	307,718
ごみ処理量(t)	126,426	127,839	133,548	135,849	139,569	139,039	138,434	118,823	104,611	101,264
ごみ処理経費(円/人・年)	10,534	12,303	13,311	14,000	13,589	14,287	14,813	14,338	13,642	13,396

注) 1. 愛知県廃棄物処理事業実態調査(歳入を差し引かない総支出額)より算出(建設・改良費は除く)

2. ごみ処理量は、家電4品目を除く

3 ごみ処理の評価と課題

(1) ごみ処理の評価

1) ごみ処理基本計画

ごみ排出量に関する削減目標は、平成 19 年度に策定した現計画において、計画期間を平成 19 年度から平成 30 年度までとし、次のとおり掲げています。

- 平成 30 年度の家庭系ごみ排出量を、平成 17 年度と比べ、15% (約 11,750t) 削減する。
- 平成 30 年度の事業系ごみ排出量を、平成 17 年度と比べ、25% (約 12,468t) 削減する。
- 平成 30 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量を、平成 17 年度と比べ、250g 削減する。

現計画における削減目標と平成 22 年度の実績の比較を表 3-8 に示します。平成 22 年度の実績における評価は次のとおりです。

- 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、平成 17 年度と比べ、約 31%、397g の削減が図れており、目標値を大きく上回る削減量を達成しています。
- 家庭系ごみの排出量は、平成 17 年度と比べ、約 11%、8,705t の削減が図れており、目標値の達成には至っていないものの、計画期間の中間地点で目標の約 74%を達成しており、平成 30 年度までには目標に達成することができると推測されます。
- 事業系ごみの排出量は、平成 17 年度と比べ、約 60%、29,732t の削減が図れており、目標値を大きく上回る削減量を達成しています。

表 3-8 ごみ処理基本計画削減目標に対する実績

項目\年度	基準値	目標値		実績値		評価
	平成 17	平成 30	削減量	平成 22	削減量	
1 人 1 日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	1,299	1,050	249	902	397	達成
家庭系ごみ排出量 (t)	78,350	66,600	11,750	69,645	8,705	未達成
事業系ごみ排出量 (t)	49,858	37,390	12,468	20,126	29,732	達成

注) 1. 1 人 1 日当たりのごみ排出量は集団回収を除く
2. 家庭系ごみは資源ごみ及び集団回収を除く

2) 愛知県内自治体との比較

本市の実績と愛知県内自治体の実績を愛知県廃棄物処理事業実態調査の平成 21 年度実績を用いて比較したものを表 3-9 に示します。

平成 22 年度の実績における評価は次のとおりです。

- 1人1日当たりのごみ総排出量 938g は、県内全市町村平均値 980g と比べ、下回っていますが、1人1日当たりの処理すべきごみ排出量 799g は、県内全市町村平均値 792g と比べ、わずかに上回っています。
- 資源化率 21.7%は、県内全市町村の資源化率 23.5%と比べ、わずかに低くなっています。
- 本市の平成 22 年度における 1 人当たりの年間ごみ処理費 13,396 円は、県内全市町村平均値 12,945 円と比べ、約 3.5%高くなっています。

以上の結果から、資源の収集量が 1 人 1 日当たりのごみ総排出量や処理すべきごみ量に影響し、ごみ処理費については、灰溶融炉の稼働に係る維持管理費等がごみ処理費を増加させていると考えられます。

表 3-9 愛知県内自治体との比較

項目	資源化率 (%)	1人1日当たりのごみ 排出量 (g/人・日)		1人当たりの 年間ごみ処理 費 (円)
		総排出量	処理すべ きごみ量	
県内市町村平均値	23.5	980	792	12,945
本市 (平成 21 年度)	22.4	968	827	13,642
本市 (平成 22 年度)	21.7	938	799	13,396

- 注) 1. 処理すべきごみ量は、総排出量から行政回収及び集団回収の資源を除いたもの
 2. 処理経費は、建設・改良費を除いたもの
 3. 本表における数値は愛知県廃棄物処理事業実態調査における数値と住民基本台帳人口及び外国人登録数をもとに算出した数値であり、表 3-10 は一般廃棄物処理システム評価における数値であるため多少の誤差がある。

3) 一般廃棄物処理システム評価

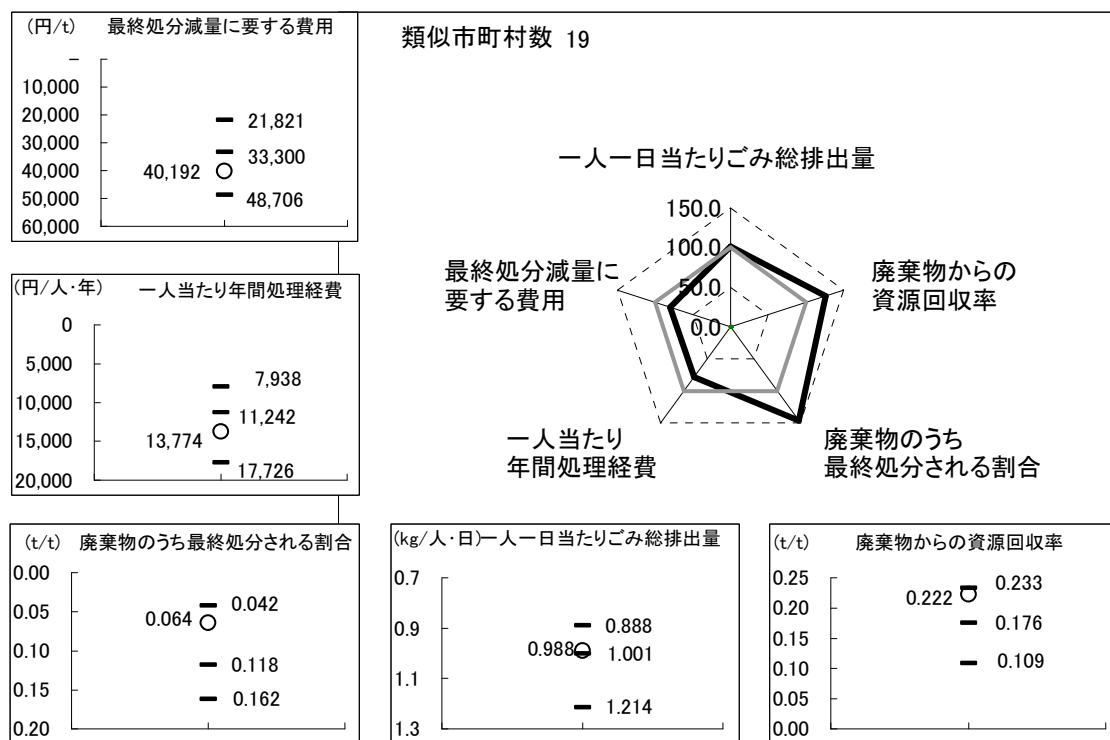
本市と人口及び産業構造が類似する全国 19 市のごみ処理の実績を市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール (以下「一般廃棄物処理システム評価」という。)注 3-10)を用いて評価を行い、その結果を図 3-9 及び表 3-10 に示します。また、評価するに当たっての条件等を表 3-11 に示します。なお、評価に用いた実績値は一般廃棄物処理システム評価の最新年度版である平成 21 年度数値です。

注 3-10) 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールとは、環境省の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」により定められた市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価するための支援ツールです。

平成 21 年度の実績における評価は次のとおりです。

- 「廃棄物からの資源回収率」及び「廃棄物のうち最終処分される割合」は、類似市に比べ、非常に良い結果となっています。
- 「一人一日当たりごみ総排出量」は、類似市に比べ、ほぼ平均的な結果となっています。
- 「最終処分減量に要する費用」及び「一人当たり年間処理経費」は、類似市に比べ、悪い結果となっています。

この結果から、灰溶融炉による焼却灰の減容、重金属安定処理後の焼却飛灰を外部委託処分していることが、最終処分量を減少できる反面、最終処分費やごみ処理経費を増加させています。



備考：指標平均を 100 とした場合の比率で示しており、本市の指標を黒色、平均を灰色で示しているため、黒色の線が灰色の枠より外側へ出ているほどよい評価、内側へ入るほど悪い評価となる。

図 3-9 一般廃棄物処理システム評価

表 3-10 評価指標

指標	一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	1.001	0.176	0.118	11,242	33,300
最大	1.214	0.233	0.162	17,726	48,706
最小	0.888	0.109	0.042	7,938	21,821
標準偏差	0.083	0.036	0.033	2276	7381
本市実績	0.988	0.222	0.064	13,774	40,192
指数値	101.3	126.1	145.8	77.5	79.3
実績の優劣	低いほど優	高いほど優	低いほど優	低いほど優	低いほど優

表 3-11 類似（比較対象）都市の条件

項目		本市	類似都市
人口		301,169人	230,000人以上～430,000人未満
産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	99.1%	Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%以上、Ⅲ次人口比65%以上
	Ⅲ次人口比率	66.9%	

(2) ごみ処理の課題

1) 排出抑制

ごみの総排出量は、図 3-6 に示すとおり、現計画の基準年度にあたる平成 17 年度の排出量から順調に減少してきています。

その内、事業系ごみは図 3-4 に示すとおり平成 19 年度をピークに急激に減少し、家庭系ごみは図 3-3 に示すとおり平成 17 年度から緩やかに減少してきたため、表 3-12 に示すとおり総排出量に占める家庭系ごみの割合が平成 22 年度では 65%を超える状況となっています。

こうした状況から、家庭系ごみの更なる排出抑制について検討する必要があります。

表 3-12 年度別ごみ排出状況

年度	家庭系ごみ(t)		事業系ごみ(t)		資源ごみ (行政回収) (t)		集団回収(t)		総計(t)
	排出量	率(%)	排出量	率(%)	排出量	率(%)	排出量	率(%)	
平成13	82,485	62.3	36,932	27.9	7,009	5.3	5,974	4.5	132,400
平成14	79,045	59.6	38,817	29.3	9,977	7.5	4,797	3.6	132,635
平成15	79,909	57.9	42,609	30.9	11,031	8.0	4,500	3.3	138,049
平成16	78,915	56.2	45,971	32.7	10,963	7.8	4,569	3.3	140,417
平成17	78,350	54.3	49,858	34.6	11,362	7.9	4,684	3.2	144,253
平成18	77,725	54.1	48,761	34.0	12,553	8.7	4,567	3.2	143,606
平成19	72,318	50.6	52,440	36.7	13,676	9.6	4,458	3.1	142,892
平成20	72,368	58.7	34,357	27.9	12,123	9.8	4,387	3.6	123,236
平成21	70,496	64.9	22,354	20.6	11,781	10.8	3,967	3.7	108,598
平成22	69,645	66.1	20,126	19.1	11,508	10.9	4,047	3.8	105,326

2) 資源化

資源化については、表 3-4 及び図 3-7 に示すとおりごみ組成調査の結果から、厨芥類が約 39%、紙・布類が約 34%を占めているため、生ごみの減量化、食品リサイクル、雑がみ等のリサイクルを促進するとともに、プラスチック製容器包装を始めとする新たな資源化策を講ずる必要があります。

また、表 3-6 に示すとおり、焼却灰は最終処分量に占める割合が大きいことから、最終処分場の延命化を図るため、焼却灰のリサイクルについても調査・研究を行う必要があります。

3) 収集・運搬

収集・運搬については、プラスチック製容器包装を始めとする新たな資源化策を講ずる場合、分別品目数の増加や収集区分の変更が必要となります。

また、春日井市第4次行政改革大綱第2次改訂版において、基本方針「効率的な予算執行」で民間委託による歳出削減を求めており、安全・安心な収集体制を確保するためには、直営及び委託収集の見直しや効率的な収集・運搬を行うために収集量に応じた収集回数・車両台数の見直しをする必要があります。

4) 中間処理

中間処理量は表3-5に示すとおり、平成17年度からのごみ排出量の減少に伴い、焼却処理量及び破碎処理量ともに減少しています。

現状のごみ焼却処理は、両工場が常時稼働するのではなく、第2工場が主体で稼働し、第1工場は点検やオーバーホール時の補完的な稼働で十分な状況となっています。また、平成23年度からごみ処理手数料の改定が施行され、今後、プラスチック製容器包装等の新たな分別収集が始まれば、さらにごみ排出量が減少するため、破碎処理や焼却処理施設の運用を見直す必要があります。

さらに、こうしたごみ処理量やごみの組成が変化することにより、将来の焼却施設の更新、灰溶融炉の運用、ごみ発電による電力の売却も検討する必要があります。

5) 最終処分

内津最終処分場については、適正な維持管理を行うとともに、延命化を図るため、更なるごみの減量化・資源化及び減容化に努める必要があります。

また、内津最終処分場の埋立容量は平成22年度末時点で73%まで達していることから、次期最終処分場についての検討時期に来ています。次期最終処分場については、早期に環境負荷を低減する最新の処理技術を導入した整備計画を進めることが必要となっています。

第4章 基本的な考え方

1 基本理念・基本方針

(1) 基本理念

持続可能な資源循環型社会^{注4-1)}の構築では、大量廃棄が大量リサイクルに変わるだけとならないよう、まずは発生抑制（リデュース）、次に再使用（リユース）、そして最後に再生利用（リサイクル）の3Rを進め、資源化できないごみについては、熱エネルギー回収を進め、残さは安全かつ適正に処理しなければなりません。

3Rの推進には、市民の一人ひとりが自らライフスタイルを見直し、省資源、省エネの暮らしへ転換し、ごみを減らし、ごみを出さないようにすることが必要であり、本市は3R促進のために、市民・事業者と協働で取り組むことが必要です。

このため、本市は、現計画と同様に、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指し、現計画の基本理念を引き継ぎます。

注4-2)

「もったいない」からはじまる循環型社会

注4-1) 循環型社会：廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

注4-2) もったいない：ノーベル平和賞受賞者のワンガリ・マータイさんが日本の「もったいない」の精神を提唱しています。3Rは、この「もったいない」にすべて集約されています。限られた資源を大切に使うという意味を表す言葉です。

(2) 基本方針

ごみの現状、評価から抽出された課題を整理し、これらの課題を解決するため、次に示す基本方針を掲げ、具体的な施策を進めます。

基本方針1 市民、事業者、市の協働の推進

市民、事業者、市は、相互に連携を図りつつ、循環型社会の形成への積極的な参加と、適切な役割分担のもとで、様々な施策に取り組み、3Rを推進します。

基本方針2 ごみ減量と資源化の推進

一般家庭や事業所から出るごみの排出抑制を図るため、家庭系ごみ・事業系ごみの減量に向けた施策を実施していきます。

また、ごみとして出されている資源を有効活用するため、新たな資源物の分別収集に取り組むこととします。

基本方針3 効率的なごみ処理による低コスト化

ごみ減量施策によるごみ処理量の減少に伴い、ごみ処理施設の効率的な運用について検討します。

また、費用対効果と人員体制を考慮した上でごみ収集体制等の見直しを行い、ごみ処理コストの削減を図ります。

基本方針4 安全で安定的な処理施設の確保

ごみ処理の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に対応する、適切な施設整備と更新計画策定の準備を進めます。

なお、施設整備にあたっては、ごみの処理・処分量に応じた適正な能力を有し、環境の保全及び環境負荷の低減に配慮した設備の確保に努めます。

2 計画目標

本計画では、平成22年度を基準年、平成33年度を計画目標年次とし、基本方針に基づく具体的な施策を展開することにより次に示す目標の達成を目指します。また、表4-1に計画期間における目標を示します。

目標1 ごみ排出量（1人1日当たり）130g削減

家庭系ごみ排出量と事業系ごみ排出量の合計を平成22年度89,771tに対して14,472t削減し、平成33年度は75,299tとします。削減量を1人1日当たりに換算した場合130gとなります。

目標2 家庭系ごみ15%削減

家庭系ごみ排出量を平成22年度69,645tに対して平成33年度は15%、10,447t削減します。

目標3 事業系ごみ20%削減

事業系ごみ排出量を平成22年度20,126tに対して平成33年度は20%、4,025t削減します。

目標4 資源化率30%以上達成

資源化率を平成22年度21.7%に対して平成33年度は30%以上の達成を目指します。

目標5 ごみ処理費（1人に係る年間）10%削減

1人に係る年間ごみ処理費を平成22年度13,396円に対して平成33年度は10%削減します。

（建設・改良費を除いたものとします。）

表4-1 計画期間における目標

目標	項目	目標	実績値	目標値	備考 注4-3
			平成22	平成33	
1	ごみ排出量(1人1日当たり)(g/人・日)	平成22年度に対して130g削減	799g	669g	130g:みかん1個分
2	家庭系ごみ排出量(t/年)	平成22年度に対して15%削減	69,645t	59,198t	10,447t:プール約23杯分の水の重さ
3	事業系ごみ排出量(t/年)	平成22年度に対して20%削減	20,126t	16,101t	4,025t:プール約9杯分の水の重さ
4	資源化率(%)	平成33年度において30%以上の達成	21.7%	30%以上	
5	ごみ処理費(1人に係る年間)(円/人・年)	平成22年度に対して10%削減	13,396円	12,056円	

注4-3) 1. プールを長さ25m、幅15m、深さ1.2mとしたとき(450t)

2. Lサイズのみかんの重量を1個130gとしたとき

3 目標達成時の排出予測

目標達成時の排出予測は、基本方針に基づく具体的な施策を展開することで、今後予測される1人1日当たり排出量の結果を表4-2に、ごみ排出量の結果を表4-3、そして資源化、ごみ処理経費の結果を表4-4に示します。

また、処理すべき1人1日当たりのごみ排出量、家庭系ごみ、事業系ごみ、資源化率のそれぞれの予測結果を図4-1、図4-2、図4-3及び図4-4に示します。さらに、ごみ処理費（1人に係る年間）の予測結果を図4-5に示します。

なお、計画収集人口の将来予測については、本市の過去10年間の実績値を基に最小二乗法^{注4-4)}により予測しました。

表4-2 1人1日当たり排出量の予測（目標達成）

区分\年度		単位	実績値	予測値		
			平成22	平成24	平成28	平成33
計画収集人口		人	307,718	308,139	308,071	307,071
家庭系	燃やせるごみ	g/人・日	481.2	481.2	490.4	456.9
	燃やせないごみ及び直接埋立物	g/人・日	138.9	139.4	71.3	70.0
	資源	g/人・日	102.5	102.0	142.7	155.2
事業系ごみ		g/人・日	179.2	176.9	148.7	141.8
集団回収		g/人・日	36.0	36.0	36.0	36.0
総計（資源、集団回収除く）		g/人・日	799.3	797.5	710.4	668.7

表4-3 ごみ排出量の予測（目標達成）

区分\年度		単位	実績値	予測値		
			平成22	平成24	平成28	平成33
家庭系	燃やせるごみ	t	54,046.81	54,121	55,140	51,208
	燃やせないごみ及び直接埋立物	t	15,598.09	15,673	8,019	7,844
	合計	t	69,644.90	69,794	63,159	59,052
	資源	t	11,507.56	11,468	16,051	17,393
事業系ごみ		t	20,126.37	19,891	16,724	15,891
家庭系ごみ+事業系ごみ		t	89,771.27	89,685	79,883	74,943
集団回収		t	4,046.67	4,052	4,050	4,038
総計		t	105,325.50	105,205	99,984	96,374

注4-4) 最小二乗法とは、いくつかの観測値をもとにして、誤差の2乗の和を最小にすることにより、最も確からしい値を求める方法

表 4-4 資源化、ごみ処理経費の予測（目標達成）

区分\年度	単位	実績値	予測値		
		平成22	平成24	平成28	平成33
家庭系ごみの資源化量	t	11,184.94	11,177	15,353	16,670
クリーンセンターでの資源化量	t	7,655.27	8,267	9,424	9,208
集団回収	t	4,046.67	4,052	4,050	4,038
資源化量合計	t	22,886.88	23,496	28,827	29,916
資源化率	%	21.7	22.3	28.8	31.0
ごみ処理経費（1人に係る年間）	円	13,396	13,396	12,800	12,056

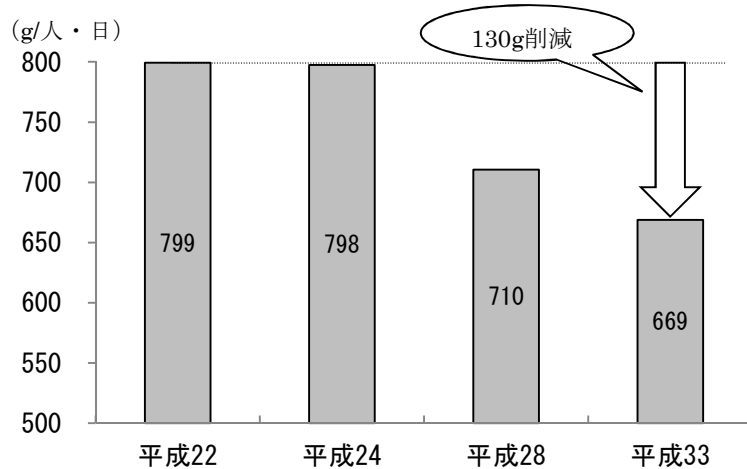


図 4-1 処理すべき 1 人 1 日当たりのごみ排出量の目標達成時の予測

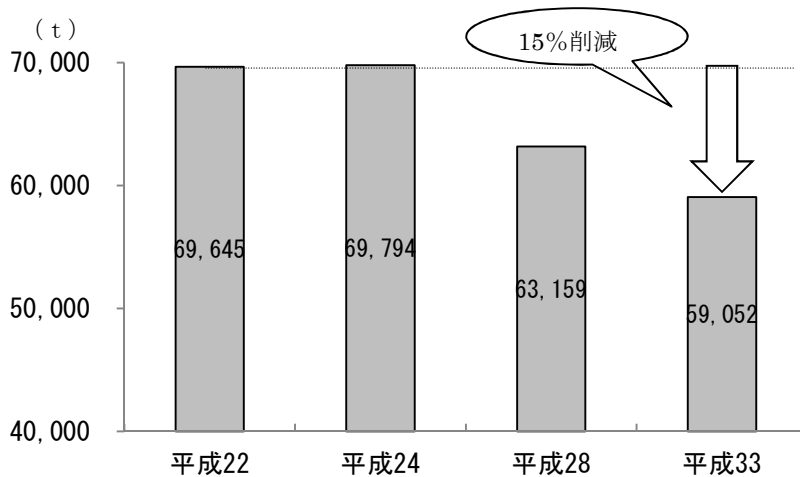


図 4-2 家庭系ごみの目標達成時の予測

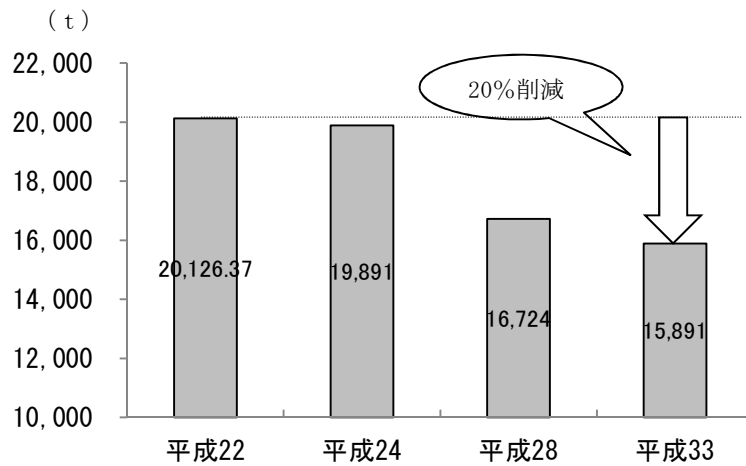


図 4-3 事業系ごみの目標達成時の予測

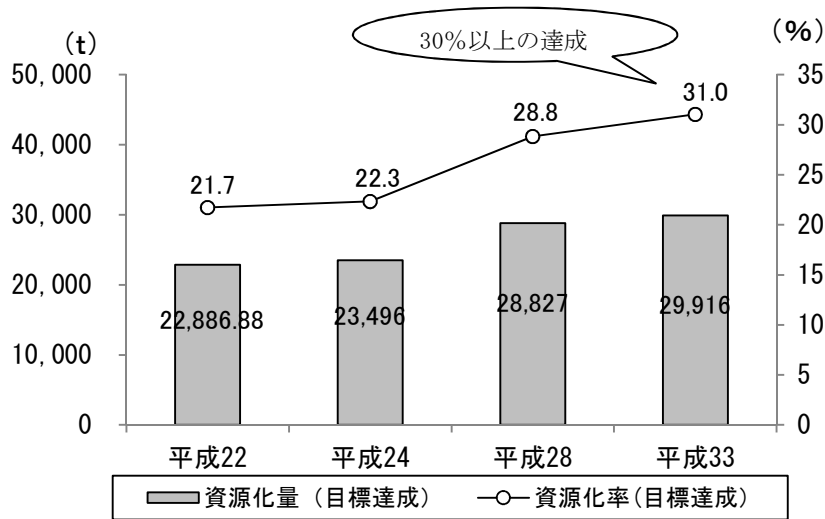


図 4-4 資源化率の目標達成時の予測

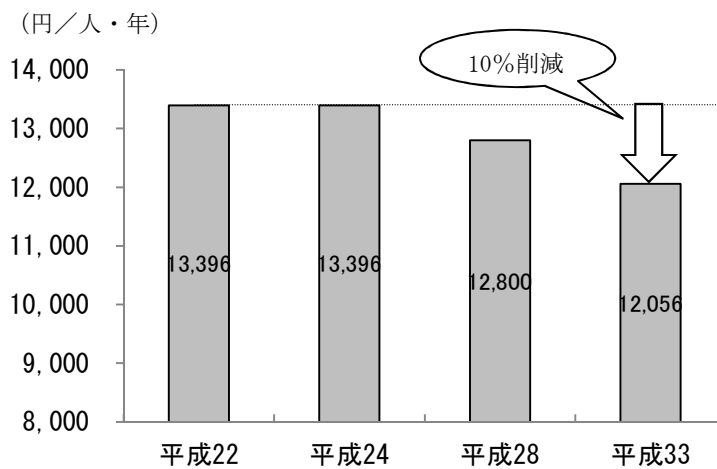


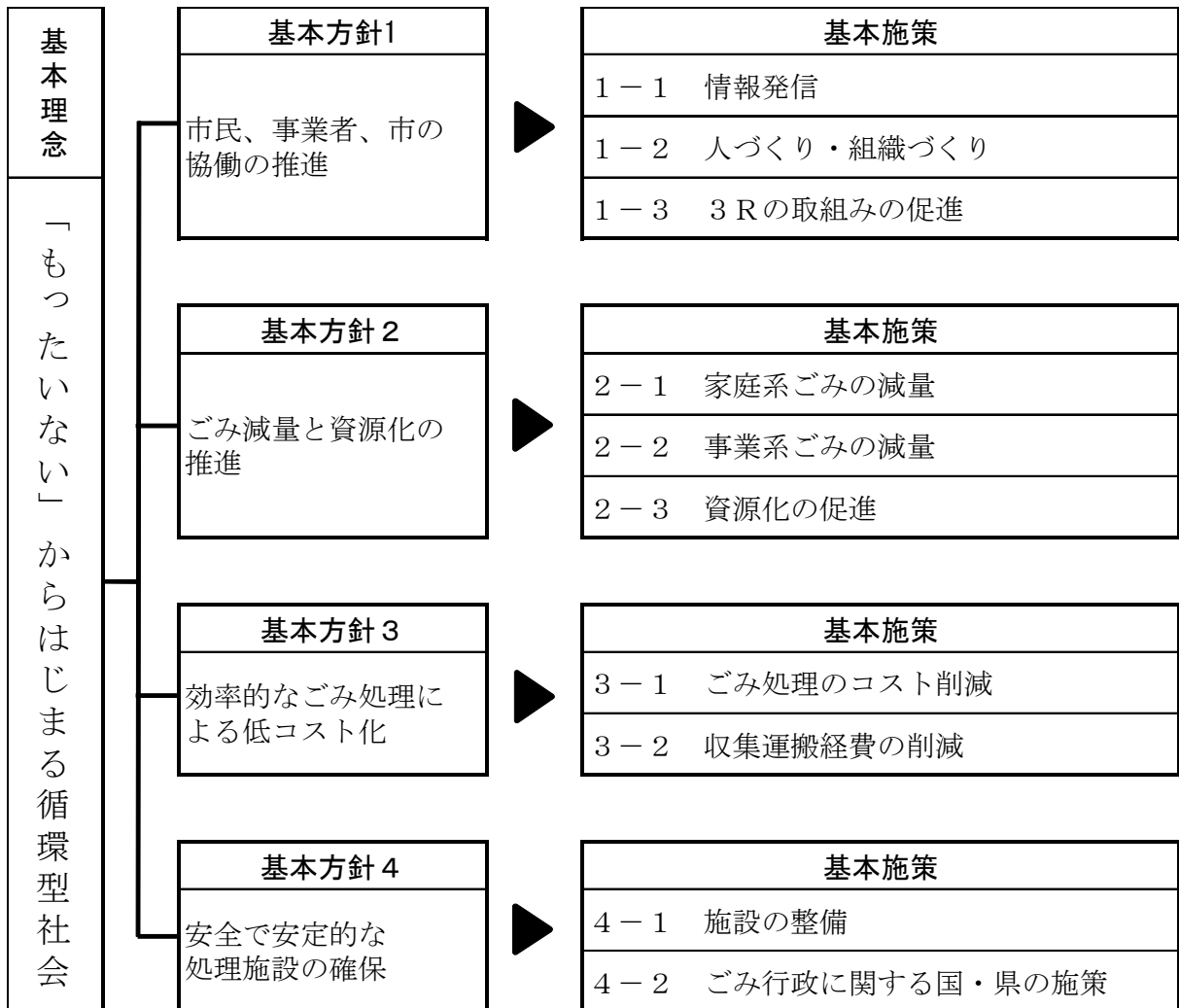
図 4-5 ごみ処理費 (1人に係る年間) の目標達成時の予測

第5章 ごみ排出抑制のための施策

1 施策体系

本計画で取り組む施策の体系を整理するとともに、計画期間内に実施すべき基本的な施策を表5-1に示します。

表5-1 施策の体系



計画目標 ～1人1日当たりみかん1個分のごみ削減～

	目標値
目標1	1人1日当たりのごみ排出量130g削減
目標2	家庭系ごみ15%削減
目標3	事業系ごみ20%削減
目標4	資源化率30%以上の達成
目標5	ごみ処理費（1人に係る年間）10%削減

2 具体的な施策

ごみの排出抑制と資源化の向上については、引き続き、3Rの推進に取り組むとともに、今後、市内全域において実施を目指す「プラスチック製容器包装分別収集」、「金属類、小型家電の資源収集」や「雑がみの資源回収」、「生ごみダイエット」の促進等による家庭系ごみの減量・資源化を進めていきます。加えて、「ごみ処理手数料」の適正化を行い、事業系ごみの排出抑制を進めていきます。

ごみ処理に係る経費の低コスト化については、「ごみ処理施設の効率的運用」、「収集運搬の委託化」等を進めていきます。

安全で安定的な処理施設については、「クリーンセンターの更新整備計画」、「災害対策体制」等を進めていきます。

こうした取組みは、基本方針に基づき、基本施策を位置づけ、次のとおり具体的施策を展開していきます。

(1) 基本方針1 市民、事業者、市の協働の推進

(基本施策1) 情報発信

ごみ減量・資源化の推進に関する情報発信については、広報やインターネット等を用いて市民に積極的にごみの現状・課題・施策を公表し、理解を求めています。

具体的な施策	内容	注5-1 区分
■「ごみの現状」、「清掃事業概要」の作成と公表	本市におけるごみ処理の内容について、毎年度報告書を作成し、情報を公表します。	継続
■社会科副読本「くらしとごみ」の配付	小学生のときからごみ減量と分別意識を培うことを目的に作成し、小学4年生全員に配付します。	継続
■環境カレンダー、資源・ごみの出し方便利帳の配布	ごみ出しマナーと適正なごみの分別・排出を啓発するため、分別区分やごみを出す日等を記載した冊子を配布します。	継続

注5-1) 具体的な施策について、次の区分により掲載しています。

新規：新たに実施する事業。実施時期を短期（概ね3年）、中期（概ね5年）と分けています

継続：継続的に実施する事業や事業の内容を拡充する事業

(基本施策2) 人づくり・組織づくり

各種講座・イベントの開催、環境教育を実施することにより、ごみ減量や資源化の推進に取り組む人や団体を育成します。

また、ごみ減量やリサイクルの情報発信の拠点としてエコメッセがより機能するよう運用と体制づくりについて検討していきます。

具体的施策	内容	区分
■NPO法人、企業の活用	ごみ減量とリサイクルに関する情報発信の場として、エコメッセをより機能させるため、NPO法人や民間企業等のノウハウを活用し、より多くの市民が参加する講座、イベント等の企画を行います。	継続
■「青空教室」の実施	小学4年生対象の社会科の授業として、本市のごみ処理の状況やごみの減量、リサイクルの必要性等について社会科副読本「くらしとごみ」を用いて環境教育を実施します。	継続
■施設見学、イベント・講座の活用	ごみの焼却・破砕処理や資源の選別・梱包作業等の見学を通して正しいごみ・資源の分別の啓発や生ごみ堆肥化等の講座、再利用販売、フリーマーケット等のイベントから3Rの普及に努めます。	継続
■出前講座の推進	町内会や老人クラブ等の団体に対して、ごみの減量やリサイクルに対する意識の高揚を図るため、各団体の要望に応じた講座（説明会）を行います。	継続
■集合住宅向け排出指導	住居人に対し、ごみ出しマナーを周知・徹底するよう住居人・不動産業者や住宅管理者等に指導を行います。また、大学における新入生向けガイダンス等で、ごみの分別方法や出し方について情報提供します。	継続
■外国人向け排出指導	外国人に向け、外国語のパンフレットを作成するほか、外国人を雇用する事業所で説明会を開催し、ごみの出し方等を周知していきます。	継続

(基本施策3) 3Rの取組みの促進

発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを推進するため、本市が自ら取り組むとともに、リサイクル活動への支援やリサイクルに取り組みやすい環境づくりを進めていきます。

具体的施策	内容	区分
■資源受入体制の拡充	資源を常時受け入れできる場所を提供するため、公共施設や民間施設におけるリサイクルステーションの設置を進めていきます。	新規 (中期)
■リサイクル活動の支援	個人や団体で取り組む新たなリサイクル活動のアイデアを公募し、優れた提案をした個人や団体の活動に対して、支援をします。	新規 (短期)
■資源回収団体奨励金交付制度	ごみ減量と再生利用に係る活動並びに地域活動の促進を図るため、適正に回収活動を行う団体へ奨励金を交付します。 また、行政回収の代行となる集団回収のあり方について検証するため、モデル地区を指定して、試行します。	継続
■グリーン購入の推進	本市が調達する物品及びサービスに関して、環境に負荷の少ない製品及びサービスの調達の推進を率先して実施します。	継続
■生ごみ減量推進講座	生ごみ減量を目的として、市民団体等が実施するほかしづくり等の講座において、ごみの減量、分別について啓発を行っていきます。	継続

(2) 基本方針2 ごみ減量と資源化の推進

(基本施策1) 家庭系ごみの減量

家庭から排出されるごみの重量ベースで約40%を占める生ごみを減量するため、生ごみのダイエット運動を展開します。

また、雑がみの資源化、マイボトルの持参等、家庭で取り組めるごみ減量策の啓発に努めていきます。

具体的施策	内容	区分
■資源用指定袋の導入	更なる分別の推進、資源物の品質向上を図るために、資源用指定袋の導入について検討します。	新規 (短期)
■ごみ処理手数料の適正化	自己搬入者に対して、ごみ処理費用の一部負担を求め、ごみ排出抑制を推進するため、毎年度、ごみ処理コストの算出を行い、近隣市町村の状況を調査し、必要に応じて改定を行います。	新規 (中期)
■雑がみの分別	燃やせるごみの約34%を占める紙・布類のうち、雑がみの資源化を推進するために、ホームページ、広報、町内会向け説明会等で雑がみ分別に関する周知を行います。	継続
■生ごみダイエット	生ごみ減量化のため、生ごみの水切り方法や水切りグッズの紹介、食べ残しが出ないような工夫について、ホームページ、広報等で啓発を推進します。	継続
■家庭用生ごみ処理機の購入費補助	現在の家庭用生ごみ処理機の補助に加えて、対象機器の見直しを行い、より一層の生ごみの減量化を進めていきます。	継続
■マイバッグ、マイ箸、マイボトルの活用促進	スーパー等で配布されるレジ袋の使用を抑制するための買物用マイバッグ持参や、割り箸の使用を削減するためのマイ箸持参の取組み等を促進していきます。	継続
■リユース容器活用の促進	市内で開催される祭りやイベントにおいて、使い捨て容器の排出を抑制するために、リユース容器を積極的に活用するよう主催者や参加者へ呼びかけします。	継続
■廃食用油拠点収集	植物性廃食用油を拠点収集し、バイオディーゼル燃料としての使用のほか、新たな再生利用を研究します。	継続
■家庭系ごみの有料化の調査・研究	経済的インセンティブを活用した排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化、ごみ減量意識の高揚等の効果がある家庭系ごみの有料化の導入について、調査・研究していきます。	継続

(基本施策2) 事業系ごみの減量

ごみ処理手数料の改定によるごみ減量、改定に伴う食品スーパー・飲食店等の食品残さのリサイクルを推進します。また、事業者が取り組むごみ減量や資源化を広報・ホームページ等で紹介し、合わせてリサイクルルートの情報提供を行います。

具体的施策	内容	区分
■ごみ処理手数料の適正化	排出者に対して、ごみ処理費用の適正な負担を求め、市外ごみの持込みを防止するため、毎年度、ごみ処理コストの算出を行い、ごみ処理手数料の適正化を検討し、必要に応じて改定を行います。	新規 (中期)
■除草・剪定枝堆肥化の促進	剪定、除草作業から発生する、樹木や草を堆肥化し、資源化を促進していきます。	継続
■ごみ減量3R推進事業所認定制度	ごみの減量及びリサイクルに積極的に取り組む事業所を認定し、その事業所の取組みを広く紹介することで、市民や事業者のごみの減量及びリサイクルに対する意識の高揚を図っています。	継続
■レジ袋削減の推進	ごみ減量、地球温暖化防止及び循環型社会を目指すため、スーパーやドラッグストアに加えて、新たな取組み事業者と協定を締結していきます。	継続
■食品リサイクルの促進	飲食業、食品製造業・販売業等の事業者に対して、食品残さの発生抑制、堆肥化等の情報提供を行い、食品リサイクルを促進していきます。	継続
■ごみ減量推進協力店制度	ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組む小売店を「ごみ減量推進協力店」と認定し、その取組みを広く紹介していきます。	継続
■適正排出及び搬入指導	産業廃棄物や市外ごみの持込み等の不適正な搬入に対応するために、クリーンセンターにおける搬入時の検査を実施していきます。	継続
■収集運搬許可業者指導	収集運搬許可業者に対し、適正な搬入を確保するため、ごみ搬入検査に基づき、搬入指導を実施していきます。	継続
■多量排出事業者指導	事業活動に伴い多量の廃棄物を排出する事業者に対し、ごみの減量化・資源化のための計画書の策定や適正処理等の指導を実施していきます。	継続
■拡大生産者責任の啓発	拡大生産者責任の考え方に即して、より環境負荷の少ない製品の使用や過剰包装等の削減に努めるよう啓発していきます。	継続

(基本施策3) 資源化の促進

新たな資源品目の収集、資源の収集量を増加させることを目的に資源化の推進に関する新たな施策を実施します。

具体的施策	内容	区分
■プラスチック製容器包装 (プラ容器) 分別収集	現在燃やせないごみとして排出されているプラ容器について、ごみ減量とCO ₂ 排出削減を図るため、平成25年度から、資源分別収集を開始します。	新規 (短期)
■金属類(金属類、小型家電) の資源化	現在、燃やせないごみとして排出されている小型家電やガスレンジ、電子レンジ、スプレー缶などの金属類を、平成25年度から資源物として分別収集し、これらに含まれるベースメタル、貴金属、レアメタルのリサイクルルートを確保して、資源化を進めていきます。	新規 (短期)
■焼却灰リサイクルの推進	焼却灰をセメント原料としてリサイクルすることにより、最終処分場の延命と資源の有効利用の推進を図ります。	新規 (中期)

(3) 基本方針3 効率的なごみ処理による低コスト化

(基本施策1) ごみ処理のコスト削減

事業系ごみの大幅な減少や今後のごみ減量施策を踏まえたごみ処理量を推計し、ごみ処理量に応じた効率的な施設の運用、ごみ処理方法、施設管理方法等を検討し、ごみ処理コストの削減に努めます。

また、今後実施する「プラスチック製容器包装分別収集」、「金属類、小型家電の資源収集」に伴い、破碎処理量を減らし、ごみ処理施設の効率的な運用等を図るため、ごみの分別区分・収集回数及びごみ処理フローを変更します。

具体的施策	内容	区分
■ごみ処理施設の効率的運用	現状のごみ焼却及び破碎処理の状況や、今後の新たな資源分別収集に伴うごみ排出量の減少を推計し、薬品の使用量、焼却及び破碎処理施設の稼働、運転管理の効率的な運用を進めていきます。	新規 (短期)
■灰溶融設備稼働の検討	今後の灰溶融設備の稼働について、CO ₂ 排出削減と経費削減の両面から検討を行います。	新規 (中期)
■ごみの分別区分変更	容器包装リサイクル対象以外のプラスチック類について、処理の実態に合わせた見直しを行い、燃やせないごみから燃やせるごみに変更、汚れのとれないプラスチック製容器包装も燃やせるごみとして収集します。また、ごみの分別区分、名称について検討していきます。	新規 (短期)
■ごみの収集回数の見直し	プラスチック製容器包装等の新たな資源分別収集開始に伴い、モデル地区での検証結果に基づき、ごみの収集回数を変更していきます。	新規 (短期)

(基本施策2) 収集運搬経費の削減

春日井市第4次行政改革大綱第2次改定における基本方針「効率的な予算執行」で求められた委託などの民間活力の活用を受け、今後の直営の人員体制を考慮し、ごみ処理コストの削減に努めます。

具体的施策	内容	区分
■収集・運搬の委託化	新たな資源分別収集、ごみ・資源の排出量、収集・運搬経費、直営の収集体制及び災害時の対応等を総合的に検証し、効率的な委託化を進めます。	継続
■さわやか収集	家庭ごみの持ち出しができない方を対象にさわやか収集を行っています。総合的な高齢化対策として、さわやか収集のあり方について検討します。	継続

(4) 基本方針4 安全で安定的な処理施設の確保

(基本施策1) 施設の整備

供用開始後、長期間が経過し、老朽化等している処理施設については、更新整備を進めます。また、大規模修繕が必要となる時期を迎える処理施設については、計画的に整備を施行します。加えて、地震・水害時等の災害の対応については、施設の処理機能やごみ処理体制を確保し、安全で安定的な処理施設の運転に努めます。

具体的施策	内容	区分
■クリーンセンター更新整備計画	クリーンセンターの第1工場棟は、平成3年2月から稼働し、稼働20年を越えるため、今後、施設診断を行い、焼却施設等の更新整備計画を策定し、長寿命化を含めた基幹改良の準備を進めていきます。	継続
■適正な施設の維持管理	各処理施設の稼働年月を踏まえたうえで、施設の中長期修繕計画に基づき、各機器の機能診断を行い、適正な維持管理を行います。	継続
■災害対策体制	風水害、地震等の災害ごみについては、生活環境に支障が生じないように収集・処理を行うため、災害対策マニュアルに基づき、施設機能の回復と収集体制の確保を図るとともに、防災計画に基づき、災害ごみの収集・運搬・処理計画を策定し、適正なごみ処理に努めていきます。	継続
■最終処分場整備	現内津最終処分場の残余容量を勘案しつつ、次期最終処分場の整備にあたっては、現最終処分場と同規模以上の埋立容量を確保するとともに、高度な水処理等を導入し、自然環境の保全に努めます。	継続

(基本施策2) ごみ行政に関する国・県の施策

ごみ処理に関する先進技術や施設整備・修繕等に関する補助金等の施策について、最新の情報収集や必要となる施策の要望を行います。

具体的施策	内容	区分
■国、県等の情報収集	ごみ処理施設の修繕、整備等の補助事業や最新のごみ処理技術を調査・研究し、その活用について検討していきます。	継続

3 計画の推進

本計画の推進には、市民・事業者・市の三者が一体となった取り組みが必要となります。このため、市民・事業者・市が本計画のごみの現状、基本理念、基本施策、数値目標、ごみ排出抑制のための施策等を共有し、連携を図りそれぞれの役割と責任を果たすことが重要となります。また、計画を推進するに当たって、環境面と経済面などに配慮し施策の展開と達成状況を毎年点検・評価し、公表することが必要となります。

このようなことから、本計画を効率的に推進していくため、「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「見直し」(Action) のいわゆる PDCA サイクルの考え方を導入し、廃棄物減量等推進審議会^{注 5-2)}等において、計画実施における結果を十分に検証し、改善や更なる施策の展開に取り組んでいきます。

また、市民や事業者の意見やアイデアが反映できるよう施策に対する意見を募集し、それらを施策展開に役立てていきます。

公表については、本計画を広く周知するため、ホームページ等に掲載やエコメッセからの情報発信を行うとともに、関係団体、廃棄物処理事業者、排出事業者へ情報提供を行います。

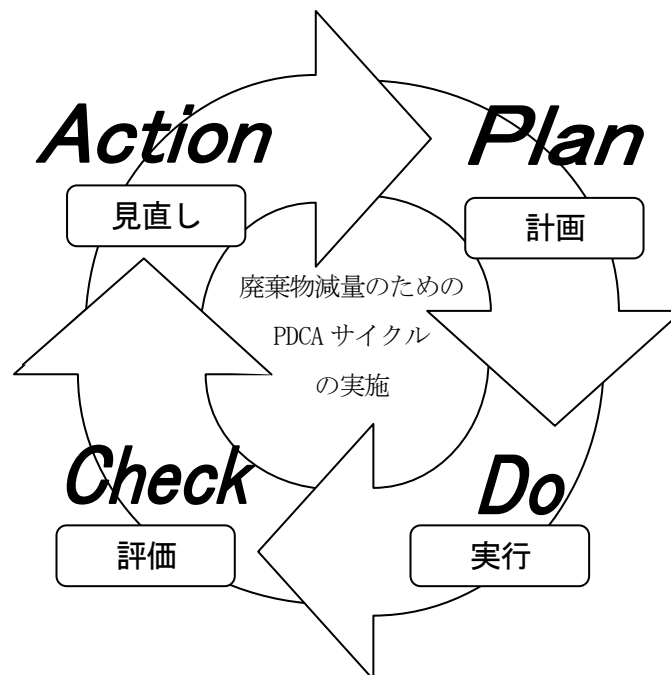


図 5-1 PDCAサイクルのイメージ

注 5-2) 一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するために設置している。市民公募委員、市民団体、事業者、学識経験者により組織されている。

資料編

1 清掃事業の沿革

本文、「第2章 春日井市の沿革 2 清掃事業の沿革 注2-1)」の清掃事業の沿革の詳細は表-1から表-5に示します。

表-1 清掃事業の沿革 (1)

年	市全般	ごみ関係	し尿関係
S18	6月1日 市制施行		
24		7 ごみ収集業務開始(市内の一部 47.91km ²)	
27			4 し尿収集業務開始(直営のみ)
28	人口が5万人を超える		
30			8 バキューム車による収集業務開始
31			1 し尿収集営業許可第1号
32			4 し尿収集業務委託開始 (処理方法・農家引渡し)
33	東春日井郡高蔵寺町と坂下町が市に合併	1 高蔵寺町、坂下町の合併により特別清掃地域を1.75km ² 拡大	
34		12 特別清掃地域を0.5km ² 拡大(坂下地区)	
36		3 ごみ焼却施設竣工(20t/日) 12 特別清掃地域を58.89km ² に拡大	9 し尿の処理方法を海洋投棄処理とする
38	人口が10万人を超える		
39	高蔵寺地区で公共下水道整備に着手		7 衛生プラント竣工(90kℓ/日)
41	「明るく育つ青少年都市」宣言	3 ごみ焼却施設増設(20t/日)	7 海洋投棄を陸上処理に変更
42	「緑化都市」宣言		12 衛生プラント増設(54kℓ/日)
43	高蔵寺ニュータウン第1次入居開始	2 市内全域が特別清掃地域となる(92.71km ²) 4 高蔵寺ニュータウンでダストシュート、コンテナ方式によるごみ収集開始	
44	人口が15万人を超える	9 ごみ焼却施設増設(90t/日)	4 し尿清掃料金の全面改正 定額制…1世帯 50円 1人 50円 従量制…36ℓ 60円
45	12 老人福祉センターへの余熱供給開始	11 紙袋によるごみ収集開始	
46		4 燃やせないごみの月2回収集開始	
47	春日井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則施行	7 不燃物最終処分場開設(西尾町)	

表-2 清掃事業の沿革 (2)

年	市全般	ごみ関係	し尿関係
48		8 ごみ焼却施設増設(90t/日)	
49	人口が20万人を超える		
50		2 粗大ごみ破碎機設置(50t/5h) 6 燃やせないごみ(粗大ごみ含む) 収集運搬業務委託開始 10 ごみ焼却施設固定炉を廃止 (40t/日)	
51			4 し尿清掃手数料改正 定額制…1世帯 200円 1人 100円 従量制…36ℓ 150円
52	10 清掃事務所を鷹来町 へ移転	1 残灰処分場開設(引沢) 3 ごみ焼却施設増設 (3号炉)(150t/日)	
53		3 高蔵寺ニュータウンのごみ収集を 大型コンテナ方式に切替え	
54		4 不燃物最終処分場閉鎖(西尾町) 6 不燃物最終処分場開設(大池)	
56		3 資源回収団体育成奨励金交付制 度実施、1kg当り2円補助(6月1 日施行) 8 残灰処分場閉鎖(引沢)	
57	人口が25万人を超える		
59		3 最終処分場竣工(神屋) 6 有害ごみ(乾電池・体温計)一斉 回収開始 12 最終処分場開設(神屋)	
60		1 不燃物最終処分場閉鎖(大池)	
61		4 粗大ごみの各戸収集開始(直営) 11 第1回かすがいクリーン大作戦 実施	
62		4 小学校4年生社会科副読本「くら しとごみ」作成	
63			3 衛生プラントし尿等処理施 設竣工(190kℓ/日) 4 衛生プラント業務委託開始
H1		4 「青空教室」開始 7 ごみ問題対策市民委員会設置 (元年7月5日施行・2年9月報 告)	4 浄化槽汚泥海洋投棄を廃止

表-3 清掃事業の沿革 (3)

年	市全般	ごみ関係	し尿関係
2	「健康都市」宣言 新市庁舎オープン 5 清掃管理課本庁舎へ 移転	1 最終処分場法面遮水シート張付 工事竣工 4 清掃工場粗大ごみ処理施設業務 委託開始 4 資源回収団体育成奨励金交付制 度改正 (補助額 1kg当り 3円に増額) 6 環境美化モデル地区設置事業開 始 10 空缶資源化事業開始(くうかん 鳥)	浄化槽汚泥収集量がし尿収集量を 初めて上回る
3	清掃工場をクリーンセン ターと名称変更	2 ごみ処理施設竣工(1・2号炉) (130t/日×2基、65t/5h) 3 ごみ処理施設業務委託 4 危険ごみ(スプレー缶類)収集運 搬業務委託開始 6 ごみ焼却炉解体(90t/日×2) 10 雑びん定期回収開始 11 牛乳パック類資源化事業実施 11 第1回リサイクルフェア開催	
4		6 ごみ研究会設置(6月1日施行) 6 生ごみ堆肥化容器購入補助実施 (3,000円/個) 8 発泡スチロールトレイ回収開始 10 利再来館開館	4 し尿収集手数料改正 従量制…360 154円
5		4 粗大ごみ・くうかん鳥の収集運搬 業務委託開始 5 酒飯店での雑びん回収開始 6 発泡スチロール緩衝材回収業務 開始	
6	4 春日井市廃棄物の減量 及び適正処理に関する 条例、施行規則施行	6 生ごみ発酵用密閉バケツ購入補 助実施 (500円/個) 10 ペットボトル回収業務開始(直 営)	

表-4 清掃事業の沿革 (4)

年	市全般	ごみ関係	し尿関係
8	5 福祉の里レインボープラザへ余熱供用開始	4 ペットボトル回収業務委託開始 6 リサイクル指導員・生ごみアドバイザー設置 8 環境巡視員によるポイ捨てふん害状況調査開始 10 春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例、同施行規則施行 10 春日井市ポイ捨て・ふん害防止推進市民協議会設置 10 春日井市空き缶等散乱及びふん害防止推進員設置	
9	4 清掃事務所を清掃事業所と名称変更		
10		5 資源分別収集開始(坂下中学校区) 7 透明・半透明ごみ袋の導入	2 含油浄化槽汚泥対策のため直接固液分離装置設置
11		3 内津最終処分場竣工(4月供用開始) 4 資源回収団体育成奨励金交付制度改正 (補助額を1kg 当り5円に増額) 10 資源分別収集地区拡大(味美地区)	
12	2 ISO14001 認証取得	3 最終処分場閉鎖(神屋町) 4 資源分別収集地区拡大(南部・高蔵寺地区) 4 家庭用生ごみ処理機購入補助実施 (限度額15,000円)	3 バグフィルター集塵装置設置
13	4 清掃管理課をごみ減量推進課と名称変更 9 「環境都市」宣言 環境基本条例制定	3 発泡スチロールトレイ回収廃止 4 粗大ごみ有料化(1点1,000円) 4 資源分別収集地区拡大(西部北・篠木地区) 4 家電リサイクル法施行 4 清掃事業所に清掃パトロール担当を設置	

表-5 清掃事業の沿革 (5)

年	市全般	ごみ関係	し尿関係
14	3 環境基本計画作成	2 高蔵寺 NT 及び公共施設の大型コンテナ方式によるごみ収集廃止 3 生ごみ堆肥化容器購入補助廃止 4 資源分別収集地区拡大(鷹来地区、藤山台、岩成台、中央台、高座台) 4 燃やせるごみの祝休日収集開始 9 ごみ処理施設竣工(140t/日×2基) 9 灰溶融施設竣工(40t/日×2基) 9 くうかん鳥廃止 10 エコメッセ春日井開設 10 燃やせない・危険ごみの祝休日収集開始 10 資源分別収集市内全域実施	
15		6 廃食用油拠点収集開始 6 特定廃棄物の収集開始 6 さわやか収集開始	
16		3 家庭用生ごみ処理機及び生ごみ発酵用密閉バケツ購入補助廃止 3 溶融スラグ、メタル売却開始	4 仮設トイレの処理手数料を追加 基本割 1基1回1,000円 従量制 36ℓにつき154円
17	人口が30万人を超える	3 ごみ減量3R推進事業所認定制度開始 10 資源の祝休日収集開始	
18		1 雑がみ収集開始	
19		2 「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の指定ごみ袋の導入	3 衛生プラント再整備(送風機設備工事)
20		7 家庭用生ごみ処理機購入補助制度再開 10 レジ袋削減推進協議会の設立	2 衛生プラント再整備(乾燥焼却設備工事) 7 衛生プラント再整備(脱水汚泥設備工事)
21		4 市内17事業者47店舗がレジ袋有料化 ごみSTから資源物持ち去り行為の禁止	↓ 平成21年度も継続
22		4 一部の地区において、燃やせるごみ収集運搬業務委託開始 10 プラスチック製容器包装分別収集試行開始 (不二ガ丘、中央台、東野町、小野町、前並町)	
23		10 一般廃棄物処理手数料改定	

2 ごみ処理

本文、「第3章 ごみ処理の現状と課題 1 ごみ処理の方法 注3-1)」の家庭系ごみで収集するものの詳細は表-6に、「第3章 ごみ処理の現状と課題 1 ごみ処理の方法 注3-2)」の家庭系ごみの排出方法の詳細は表-7に示します。

また、収集されたごみ処理の流れを図-1に、クリーンセンターでの処理（中間処理）後に発生する資源化物を表-9に示します。

表-6 家庭系ごみで収集するもの（平成23年4月1日現在）

区分		種類	
燃やせるごみ		生ごみ、紙おむつ、ぬいぐるみ、靴、革製品、ビデオテープ、カセットテープ、木の枝、布団など	
燃やせないごみ		プラスチック類、小型電気、ガラス類、陶器類、金属類、発泡スチロールなど	
資源物	古紙	雑誌・雑がみ	雑誌、ティッシュ箱、菓子箱など
		新聞紙	新聞紙、折込チラシ
		段ボール	段ボール
	牛乳パック類	牛乳、コーヒー、お茶などの紙パック	
	古着	肌着、ワイシャツ、セーター、スカートなどの古着	
	飲料缶	ビール、コーヒー、清涼飲料などの飲料缶	
	ガラスびん	ビールびん、一升瓶などの飲食用びん	
	ペットボトル	清涼飲料、お茶、コーヒーなどのPETの材質マークがあるもの	
天ぷら油		天ぷら油	
粗大ごみ		ベッド、ソファ、椅子、テーブル、タンス、本棚、テレビ台、オーディオラック、食器棚など	
危険ごみ		スプレー缶、石油ストーブ、ガス器具	
使用済乾電池等		乾電池、水銀体温計	
特定廃棄物		電気式温水タンク、太陽熱温水器、スプリングマットレス、自家用自動車タイヤ、自家用自動車バッテリー、自家用自動車ホイール	
家電4品目		エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	

表-7 家庭系ごみの排出方法

区分	排出方法	収集回数	収集方法
燃やせるごみ	指定ごみ袋(黄色)	週2回	ステーション
燃やせないごみ	指定ごみ袋(青色)	週1回	ステーション
危険ごみ	「危険ごみ」と表示	月1回	ステーション
飲料缶	透明・半透明の袋	月2回	ステーション
ガラスびん	透明・半透明の袋	月2回	ステーション
ペットボトル	透明・半透明の袋	月2回	ステーション
雑誌・雑がみ	ひもで縛るか紙袋に入れて縛る	月2回	ステーション
新聞紙	ひもで縛る	月2回	ステーション
段ボール	ひもで縛る	月2回	ステーション
牛乳パック類	ひもで縛る	月2回	ステーション
古着	透明・半透明の袋	月2回	ステーション
使用済乾電池等	透明・半透明の袋	年2回	ステーション・拠点回収
天ぷら油	びんかペットボトルに入れる	月2回	拠点回収
粗大ごみ	処理手数料が必要	電話申込	戸別又は自己搬入
家電4品目	処理手数料が必要	電話申込	戸別又は自己搬入
特定廃棄物	処理手数料が必要	電話申込	戸別又は自己搬入

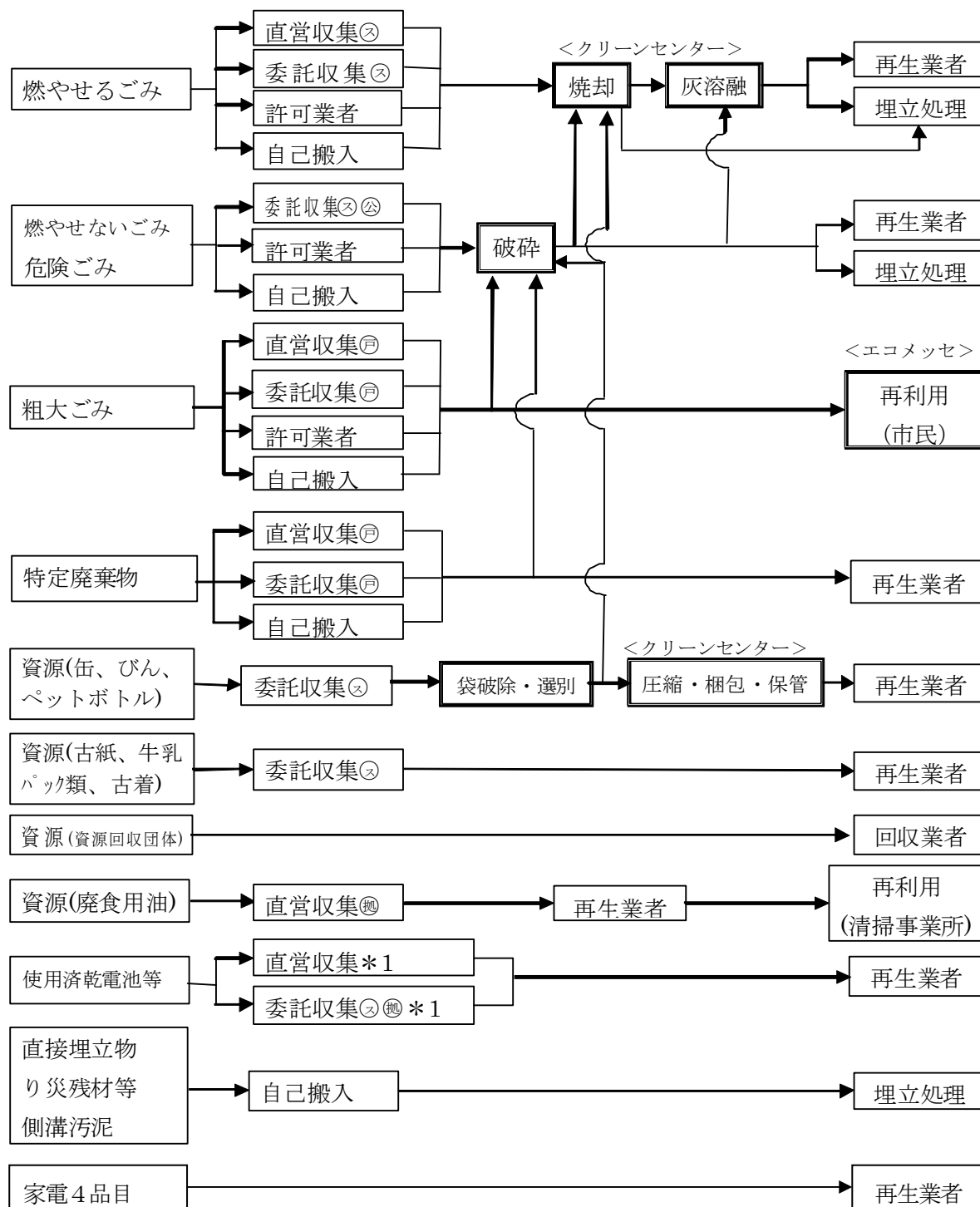
注)1 家電リサイクル法対象品

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の処理は、購入した小売業者、又は買換えの場合には新しい製品を購入する小売業者へ引取りを依頼するか、自ら下表に示す製造メーカーの指定引取業者へ搬入する。

2 パソコンの処理は、各メーカーが回収及び再資源化を行うため、メーカー又は一般社団法人パソコン3R推進協会に問い合わせ、その指示に従い適正に処理する。

表-8 指定引取業者

指定引取業者	所在地等
朝日金属株式会社	名古屋市北区六が池町 555 052-901-2111
西濃運輸株式会社 小牧支店	小牧市新小木 1-92 0568-77-7361
日本通運株式会社 名古屋支店	名古屋市守山区新守山 2502 052-758-5922



㊸ステーション収集 ㊹公共施設排出ごみ ㊺戸別収集 ㊻拠点収集

* 1 : 年2回 (6月・12月) ステーション収集 (直営・委託)。

図-1 ごみ処理の流れ

表-9 中間処理後資源化物

区分（処理前）	処理後生成物	処理後
燃やせるごみ	焼却灰	溶融処理または埋立
	焼却鉄	資源化または埋立
	スラグ	資源化または埋立
	メタル	資源化
燃やせないごみ	破碎可燃物	焼却処理
	破碎不適物	溶融処理
	破碎資源（金属類）	資源化
粗大ごみ	燃やせないごみと同様	
飲料缶	スチール、アルミ圧縮成形品	資源化
	資源不純物（残さ）	焼却処理
ガラスびん	色別カレット	資源化
	資源不純物（残さ）	焼却処理
ペットボトル	ペットボトル圧縮成形品	資源化
	資源不純物（残さ）	焼却処理
危険ごみ	燃やせないごみと同様	
特定廃棄物	燃やせないごみと同様	
使用済乾電池等	資源化	
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装 圧縮成形品	資源化
	資源不純物（残さ）	焼却処理

3 施設概要

収集したごみの収集・運搬の事務拠点の清掃事業所の概要を表-10 に、中間処理をするクリーンセンターの概要を表-11 から表-13 に、最終処分をする最終処分場の概要を表-14 に示します。

表-10 清掃事業所概要

所在地	春日井市鷹来町 4957 番地 2	電話	0568-84-3211
建設年月	昭和52年10月		
敷地面積	13,752.11m ²		
建物延面積	管理棟 鉄筋コンクリート (2階建)	1,148.48m ²	
	車庫 鉄骨造	2,095.10m ²	
	倉庫他	259.58m ²	
建設費	国庫補助金	—————	
	県補助金	—————	
	起債	133,400千円	┌ └
	一般財源	85,500千円	

表-11 クリーンセンター第1工場棟概要

名称	春日井市クリーンセンター (第1工場棟)		
所在地	春日井市神屋町1番地2		
竣工年月	平成3年2月		
焼却 処理施設	処理能力	130t/24h×2炉	
	処理方式	全連続燃焼式 (ストーカ式)	
	主要設備	受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却装置、排ガス処理設備、余熱利用 (発電) 設備、通風設備、灰出し設備、排水処理設備等	
	発電設備	蒸気タービン発電機 (背圧式、1,400kW)	
	排ガス基準	ばいじん	0.08g/m ³ N
		塩化水素	700mg/m ³ N
		硫黄酸化物	K値 9.0
		窒素酸化物	250ppm
事業費	7,910,945,000円		
破碎 処理施設	処理能力	65t/5h	
	処理方式	横型回転破碎	
	処理対象物	燃やせないごみ、粗大ごみ	
	選別項目	可燃物、不燃物、プラスチック、アルミ、鉄	
	事業費	1,250,000,000円	

表-12 クリーンセンター第2工場棟概要

名称		春日井市クリーンセンター（第2工場棟）	
所在地		春日井市神屋町1番地2	
建築面積		8,656.40m ²	
延床面積		24,241.02m ²	
竣工年月		平成14年10月	
建設費		18,815,803,000円	
焼却 処理施設	処理能力	140t/24h×2炉	
	処理方式	全連続燃焼式（ストーカ式）	
	主要設備	受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却装置、排ガス処理設備、余熱利用（発電）設備、通風設備、灰出し設備、排水処理設備等	
	発電設備	蒸気タービン発電機（抽気復水式、7,000kW）	
	排ガス基準	ばいじん	0.04g/m ³ N
		塩化水素	700mg/m ³ N
		硫黄酸化物	K値 9.0
窒素酸化物		250ppm	
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N		
灰溶融設備	処理能力	40t/24h×2炉	
	処理方式	電気抵抗式	
破碎 処理施設	処理能力	45t/5h	
	処理方式	二軸剪断破碎＋横型回転破碎	
	処理対象物	燃やせないごみ、粗大ごみ	
	選別項目	可燃物、不燃物、プラスチック、アルミ、鉄	
資源化 施設	処理能力	金属缶：8t/5h ガラスびん：14t/5h ペットボトル：3t/5h	
	処理方式	金属缶：鉄・アルミ選別（機械選別） ガラスびん：無色・茶色・緑・その他の色選別（手選別） ペットボトル：圧縮梱包（手選別）	

表-13 リサイクルプラザ概要

名 称	春日井市リサイクルプラザ（エコメッセ春日井）	
所在地	春日井市神屋町1番地2	
竣工年月	平成14年10月	
建設費	3,583,947,000円	
建築面積	1,246.62m ²	
延床面積	2,976.91m ²	
開館時間	午前9時～午後5時（入館は午後4時まで）	
休館日	毎週月曜日（月曜日が休日の時はその翌日） 年末年始（12月29日～1月3日）	
フロア案内	1階	啓発展示コーナー、リサイクル工房、書籍閲覧コーナー、市民プラザ、再生利用品展示コーナー
	2階	ボランティア活動室、体験学習室（48名）
	3階	大研修室（144名）、小研修室（40名）、市民ギャラリー

表-14 最終処分場概要

名 称	春日井市一般廃棄物内津最終処分場		
所在地	春日井市内津町字南山492番地		
竣工年月	平成11年3月		
建設費	2,876,294,000円		
敷地面積	28,858m ²		
埋立 処分場	埋立面積	12,190m ²	
	埋立容積	232,000m ³	
	埋立対象物	焼却残渣等	
	埋立構造	準好気性埋立構造	
	埋立方式	サンドイッチ工法による準好気性方式	
浸出水 処理施設	処理能力	45m ³ /日	
	調整槽容量	2,000m ³	
	処理方式	凝集沈殿＋接触曝気＋砂ろ過＋活性炭吸着	
	処理水水質	PH	5.8～8.6
		BOD	10mg/L以下
		COD	15mg/L以下
		SS	10mg/L以下
		T-N	10mg/L以下
	Ca ²⁺	100mg/L以下	